

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（３）（令和２年１定）			
日 時	令和２年 ３月 ５日（木）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時３０分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、松田副委員長、横尾・高橋（龍）・酒井・高木・ 佐々木・川畑・山田各委員		
説 明 員	総務・財政・産業港湾・生活環境・福祉・建設・教育各部長、 消防長 ほか関係理事者 （水道局長、港湾担当・医療保険・病院局小樽市立病院事務各部長、 保健所長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、高木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋克幸委員が横尾委員に、松岩委員が高木委員に、中村吉宏委員が山田委員に、中村誠吾委員が高橋龍委員に、林下委員が佐々木委員に、小貫委員が酒井委員に、それぞれ交代いたしております。

この際、お諮りいたします。当委員会に付託されました議案第39号については、審査の必要から、共産党の質疑の際に議案提出者である秋元議員、高橋克幸議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員に御出席いただくことにいたします。と思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、さように決しました。

付託案件を一括議題とします。

これより、新型コロナウイルス関連事務及び保健所所管事務に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、共産党、公明党、自民党の順といたします。

立憲・市民連合。

○高橋（龍）委員

◎新型コロナウイルス感染症について

それでは、新型コロナウイルスに関連して保健所所管の部分でお聞きしたいと思います。

昨日の質疑もお聞きした上で、現状について伺っていききたいと思います。まず、昨日の答弁で、これまで12件の検査が小樽市内で行われたというふうにお聞きをいたしました。

ここで、最初の質問です。検査待ちの方が出ているという状況は見られますか。

○（保健所）保健総務課長

ただいまの検査待ちの方が出ている状況についての御質問でありましたけれども、まず、きのうの答弁で説明した12件の検査なのですが、その内訳としまして、小樽市民の方はその12件のうち10名の方です。残りの2名は、後志管内の他の町村の方です。

市内の医療機関でそういう疑いの患者がいた場合に、小樽市保健所がその病院を管轄しているということで検査の実施をしたということで、そういうのも合わせて12件という報告をさせていただきましたので、お時間を頂戴して、少し説明させていただきます。

検査待ちの方の状況ですが、基本的に、まずそういう疑いの患者様がいたということで、保健所の職員が検体を取りに行く部分については連絡があったらすぐ対応していますので、その部分のそういった待ちという状況は発生していないものです。

その後、検体を採取してから北海道立衛生研究所にその検査の実施を依頼する部分では、その市によっては翌日ですとか、翌々日まで、その結果が出るまで日数は若干かかっているものではありますけれども、その部分は、保健所としては検査待ちの状況という認識ではないものです。

○高橋（龍）委員

今のお答えからいくと、検査結果を待つというお時間はあるけれども、検査自体を待たせるということはないというふうに理解をいたしました。

また、昨日の御答弁の中にあった12名の方の検査というのが、小樽市民が10名で、ほかの町村が2名ということであわせて理解をいたしました。

次にお聞きしますけれども、帰国者・接触者相談センターに電話をして、どういう状況であれば検査ができるのかというのが、全国的にも検査してもらいたいだけでも検査まで至らないというお話がインターネット上にも多く散見されますけれども、そういったところでお聞きをしたいと思います。

症状がひどいのに検査を受けられなかったという声もある中で、例えばですが、37.5度以上の微熱が4日間続いています、せきや倦怠感もありますというお電話があったとして、その場合、検査というのはしていただけるものなのか、そうではないのか。または、もっと必要な情報があるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。いかがですか。

○（保健所）保健総務課長

相談センターでの電話を受けた後、その行政検査に至るまでなのですが、現在、国からの行政検査についてという事務連絡通知に基づいて保健所では実施しているものでありまして、その中で検査の流れで大きく四つの区分が示されています。

1番目が、発熱37.5度以上または呼吸器症状、かつ暴露歴といたしまして、新型コロナウイルス感染者であることが確定した方と濃厚接触歴がある、そうした条件の人がまず一つ。

2番目が、発熱37.5度以上、かつ呼吸器症状、かつ暴露歴としまして、発症から2週間以内に流行地域に渡航または居住していた。または、流行地域に渡航または居住していたものと濃厚接触歴がある。この流行地域というのは、その時々で広がっていく部分もあるのですけれども、今ですと中国とあと韓国の大邱ですとか、慶尚北道というところの地域が流行地域となっているものです。

3番目が、発熱37.5度以上、かつ呼吸器症状、かつ入院を要する肺炎が疑われる方となっています。

4番目が、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合です。

今まで小樽市でその行政検査を実施した方のほとんどが、この4番目の、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑った場合ということで、行政検査につながっているのが実情でございます。

今、委員がおっしゃった、そういった37.5度の微熱が4日続いて、せきや倦怠感がある方というのを確かに受診の目安として示されている部分でございますので、そういう方から保健所に連絡があった場合には、まず、今言った行政検査のそれぞれの区分に当てはまるかどうかという部分で、もう少し詳細に、実際、確かに聞いています。

例えば、この間、医療機関にかかられたことがあるかですとか、あと、インフルエンザとか、ほかの病気の可能性なども、保健師が聞き取る中でお聞きした上で、最終的には、もう少し場合によっては様子を見ていただきたいということもあれば、行政検査につなげる場合もあるのですけれども、そこになるとケース・バイ・ケースで、実際にはもう少し詳細を聞いた上で判断させていただいているものとなっております。

○高橋（龍）委員

世界的な流行地域も含めて、渡航の有無に関して聞いたりですとかがあると。北海道も流行地域になりそうなどというか、流行地域と考えてもよさそうなものかとは思いますが、これは保健所の範囲内ではないのでここで質問はいたしません。

国から示されている条件を、基本的には必要条件を全て満たすか、もしくは医師からの勧めが必要であるということで、その際、受診の有無であるとか、ほかの疾病ではないのかということも聞き取りを行っているということです。

そこで、3月1日ですけれども、国立感染症研究所から市民の皆様へとする声明が出されました。これは、検査の抑制は行っていないという内容が主であったのですが、その文中に、新型コロナウイルスの検査は感染規模の把握が目的ではない旨が書いてありました。この積極的疫学調査というのは感染経路を調べるためのサンプル調査で

あると。さらには、サンプル数イコール我が国の感染者の数であるということが示されています。

保健所としては、国立感染症研究所の今回の声明と考え方は一致するものでしょうか。もし、相違する点があればお示しいただきたいと思いますが、いかがですか。

○（保健所）保健総務課長

ただいま委員のおっしゃられました国立感染症研究所の市民の皆様へという新型コロナウイルスの関係の声明の部分なのですが、これは私が確認しているのは、新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査に関する報道の事実誤認についてというものなのですが、これについては一般的な感染症法に規定されている積極的疫学調査について何か発言があった部分で、職員がその部分に事実誤認というか、文脈の報道がされたということに対して、国立感染症研究所の所長が否定するというような形でこの声明を出されたというような内容になっているかと思います。

保健所としましては、先ほど申しました行政検査の実施についてという、国から示されているそのやり方に基づいてあくまでも行政検査をやっていますので、そういった形で検査が決して制限されることのないように条件に合うといいますか、必要な方にはしていくというようなそういう立場でやっております。ただ、国立感染症研究所も決してそういう意味では、この新型コロナウイルスの対策について何か保健所と相違とか、そういうことはこちらとしてはないというように思っております。

○高橋（龍）委員

なかなかお答えいただきづらい部分というか、保健所として言えること、言えないことがあるのかというふうにも思うのですが、逆に、日本医師会が、昨日だったと思いますが、医師が検査依頼を行ったのに対し保健所に断られた不適切なケースがあったとして、これは北海道を含む七つの道県で見られたということを記者会見等でも発表していました。この不適切なケースの中に、小樽市は含まれていないものと思いたいのですが、その旨確認してよろしいでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

この件については、私どもも報道等で見ているようなレベルです。小樽市医師会から、例えば直接、会としてこちらにそういった不適切なということでお話を受けたことはございません。小樽市医師会とは、この新型コロナウイルスに関しても連携といいますか、会合など開いて所長と会長だったり、役員の方とお話ししている中で、そういった部分で行き違いのないように、混乱ですとか、現場の診療所の医師たちの中で、いろいろあるかと思いますが、そういった部分のないように、連携を密にして協力しながらやられていますので、この30件の部分には入っていないものこちらとしては考えておりますが、そこは詳細も発表されているものではございませんので、はっきり断言もできないのですが、そういうような状況でございます。

○高橋（龍）委員

私としても、今、御説明いただいたように小樽ではないものと思っております。

また、昨日の御答弁の中から質問をさせていただきますが、今後、保健所内で検査ができることとなるということですが、1日当たり5名検査ができるようになるということですが、ここで重要なのは、保健所内の1日5件で足りなかった場合です。これまでどおり北海道立衛生研究所でも、引き続き検査の受け入れをしていただけるのかどうかということなのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

現時点でのそういう認識といいますか、答弁になるのですが、現時点では、小樽市が道立衛生研究所の負担を緩和するためにも、まずは地元でやるという部分で実施します。ただ、逆に今おっしゃったような懸念、小樽市がいっぱいになったときは、今後も道立衛生研究所は連携はしていきますというような御返事はいただいております。

○高橋（龍）委員

それでは、少し角度が違いますが、小樽市以外の保健所でも同様に検査の体制が整えられていくのかということをお聞きしたいのです。北海道全体の検査可能数がふえるのかどうかということにこれはつながっていきますので、ほかの地域の情報収集も重要事項であると考えています。この点に関して、いかがでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

この辺も、今の状況で言いますとまだ現在進行中なのですが、市の職員が、きのう、きょうと道立衛生研究所にPCR検査をできるように研修に行っているのですが、そこにはほかの道立の保健所の方も受けに来ていたということです。もう少し広がっていく方向に動いていると、まだそういう時期ですとか、件数とかははっきり申し上げるようなところはないのですが、そういった方向になっていくと思います。

○高橋（龍）委員

これが動いていったときに、進捗等、御報告をいただければと思います。

次に、あす3月6日から新型コロナウイルスの検査に関して保険適用がなされるというふうに報じられています。本人負担がなくなること、検査に際して感染防止策がとられている医療機関においては、保健所の許可を必要とせず医師の判断で行うことができるというふうにされています。

保険適用前と後では、本市における保健所または医療機関での対応の変化というのは、どういったところに出てくるものなのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

この辺の今の御質問についても、まだ実際には国からそういった部分の詳細な通知など、あすの話ではあるのですが、確認できていないものです。基本的に例えば、仮にどこかの医療機関でそういう保険適用で検査できた場合でも、もしそこで新型コロナウイルスの感染者といいますか、そういう患者が出た場合には保健所に発生届ですとか、そういった届け出を必ずもらうことになっておりますので、その後の部分の動きについては、今、市が、行政が行っている行政検査と同じような流れで、例えば検査の後の接触者の健康観察ですとか、そういった部分については同じような流れになっていくと思います。その前段の部分については、まだはっきりとしたそういった通知ですとか、詳細が来ていないものであります。

○高橋（龍）委員

国から詳細が来ていないということで、制度というか大枠だけ先行してしまっ、実際にあすからであるにもかかわらず詳細の部分のわからないということは、やはり現場のところでかなり対応に苦慮するところはあるのかというふうにも思いますし、これからそれがうまく機能していくのかという危惧もするところなのですが、実際に感染した方が出た場合に、市内の医療機関では、どこが、どのような体制で対応に当たるのでしょうか。

感染症対策に当たっては、医療崩壊を招かないようにしなければならないと思います。市内で感染者を受け入れられる病床数、そして、それを超えた場合にどのような手立てができるのかということもあわせてお答えいただきたいと思います。いかがですか。

○（保健所）次長

現在、実際に新型コロナウイルス疑いの患者が出た場合につきましては、市内の帰国者・接触者外来をこちらで御紹介いたしまして、そちらに入院していただくような形になるかと思います。

ただ、この帰国者・接触者外来につきましては、後志二次医療圏で2施設しかなく、さらに入院できる病床については4病床しかないのが現状でございます。今、委員がおっしゃったように、これから患者がふえていく、またはその疑い患者がふえていった場合に、当然この4床では足りなくなってくる状況が考えられますので、現在、市内の公的医療機関と言われる病院と協議を続けておりまして、これまで2月21日と昨日3月4日に話し合いをしているところでございます。ただ、現実的にはまだ、どの病院で何床用意できるということまでは至っておりま

せんけれども、もちろん現在の帰国者・接触者外来の医療機関一つで賄うことはとても無理な状況になった場合には、協力するという部分の基本的な考え方については、同意を得ているところでございます。

○高橋（龍）委員

何段構えかにして、当初のキャパシティーを超えたらすぐ次の病床を確保するなど、幾つかのフェーズに分かれていくのかというふうにも思います。そこまで至らないことがもちろん大前提というか第一に考えなければいけませんけれども、現状、保健所長を筆頭に本市の保健所中心に関係各部でも対応に当たっていただいていると思いますけれども、小樽市保健所へは北海道を通じて国からの要請や指示等が行われているものなののでしょうか。その指示系統というか、そういったものをお聞きしたいのですが、小樽市または保健所の裁量というのはどの程度あるものなのでしょうか。

○（保健所）次長

ただいまの御質問ですけれども、国からの要請指示につきましては、感染症法だとか医療法という国の法律に基づいているものがほとんどでございまして、こちらにつきましては、国と、そしてそれと同じ内容について小樽市から各医療機関に通知等をしているものでございます。

ただ、先ほどの質問にあったように、これから患者がふえていった場合に病床数の確保を図るようということにつきましては、ただ事務連絡として国・道から文書が来るだけでございますので、それについて実際にどのようなかにつきましては、やはり小樽市や保健所の裁量の中でいろいろと調整しているところでございます。

また、一般の医療機関につきましても、例えば診療拒否というような事実があったというような情報をつかんだ場合につきましては、保健所から医師会とお話し合いをさせていただいて、各医療機関にそういったことがないようというような通知文書を保健所長名で出しているところでございます。

○高橋（龍）委員

では、新型コロナウイルスに関しては最後の質問をさせていただきたいと思います。

新型インフルエンザ等対策特別措置法というのがかつてできたときに、それに基づいて自治体ではガイドラインを作成しているという話を聞きました。小樽市にもそのガイドラインがあるのかということをお聞きしたいと思います。

昨日ですか、国で党首会談等があつて、新型インフルエンザ等対策特別措置法が13日以降に改正して今回の新型コロナウイルスにも適用するというお話がありました。ここでそれにかかわっての確認なのですが、今申し上げたガイドラインというのがもしあるとすれば、どのようなつくりになっていて、今回のことで活用できるものなのか。特に、部署を越えたタスクフォース的なチームをつくることによって情報の一元化なども必要ではないかと考えるのですが、横の連携についての考え方も同時に示していただきたいと思います。いかがですか。

○（保健所）次長

ただいま、委員から質問のございましたガイドラインというものは、国のガイドラインがございますけれども、小樽市では作成していない状況でございます。ただ、小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画というものを別に作成しておりまして、こちらにつきましては、新型コロナウイルスが新型インフルエンザ等特措法の中に入りますと活用できるものというふうに考えております。

この中身につきましては、実際に国で非常事態宣言等を出した場合に、どのような形でそれを小樽市内で実施していくかなどの考え方について示しているところでございまして、いろいろと活用部分があるものというふうに考えております。

また、情報の一元化だとか、横の連携につきましては、現在、新型コロナウイルス庁内対策会議というものを設けておりまして、市長を筆頭に総務部が事務局になっていろいろと情報共有等を実施しているところでございます。

新型インフルエンザ等対策行動計画に沿った対策本部が立ち上がりますと、今度、事務局が保健所に移ってまい

りますので、その部分につきましても今までの情報共有だとか、横の連携についてはこれまでの庁内対策会議の考え方を踏襲いたしまして十分に継続して行って、特に保健所だけではなく、市役所の御協力も得ながら進めていく必要があるというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

庁内対策会議で横の連携をしているというお話でしたが、先ほど質問の中でタスクフォース的なチームというふうに申し上げましたけれども、実際にその現場で働く、この対応に当たる職員の皆さんを集めるといいますか、複数の部署から応援体制をつくっていくということも考えていかなくはないのかとも思いますので、それは恐らく教育に関しても今、大変対応に苦慮されているところだと思いますので、ぜひ、総務部の皆さんも含めて出せる人員を出していただきながら、できる限り負担を平均化するといえますか、そういったことも考えていただければとお願いを申し上げて、私からの質問は終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○酒井委員

ありません。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○松田委員

ありません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

自民党に移します。

○高木委員

◎新型コロナウイルス感染症に係る高齢者への対応について

私からは、昨日から委員の皆様が質問して答弁をいただいておりますので、一つだけ確認をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルスについて、介護施設等、またはひとり暮らしの高齢者の方々が非常に心配をしております。高齢者への対応として、今されていることがあればお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

まず、私から高齢者の施設の部分なのですが、こちらにつきましては、国の通知など、その都度、市の関係部局で、社会福祉施設全体にも通じるのですけれども、この新型コロナウイルスに関する施設で守られるべき感染予防対策の通知を発出していきまして、それに基づいて、また、それぞれ管内対策マニュアルなどを策定されていきまして、それでそれぞれの施設の入所者・入居者の方々、あと面談・面会に来られる御家族、そういう方に対してこの新型コロナウイルスに対しての注意点などを周知していただいているところと認識しています。

○（保健所）次長

ただいまの、いわゆる家庭にいらっしゃる高齢者の方についての周知の部分でございますけれども、保健所では主にホームページに情報を集約して載せておりますが、実際に高齢者の方がホームページを見ているかどうかは非

常に疑問というふうに考えておりますので、さまざまなほかの媒体を使って周知していかなければだめだというふうに考えております。

これまででは、生活環境部の協力を得て、町会長に注意の文書を流したりだとか、あとはFMおたるの市長が持っている番組枠を使ったりだとか、保健所の保健師、また小樽市立病院の医師がFMおたるの中に枠を持っていますので、そういったところを使って、新型コロナウイルスの部分についての情報発信をしているところでございます。

ただ、まだなかなか情報が伝わっていないという部分につきましては、こちらで設けております相談センターにもたくさんの意見をいただいておりますので、これからいろいろな、特に新聞だとか、高齢者の方の目に触れるようなメディアを使って周知に努めていかなければだめだというふうに考えております。

○高木委員

本当に周知が今なされていないというような状況なのです。本当に高齢者の方々は年齢も年齢だし、または検査をどうしたらいいだろう、現状というのを知りたいという方が多くいますので、ぜひ、周知はまたさらに強化していただきたいなと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって、新型コロナウイルス関連事務及び保健所所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

立憲・市民連合。

○佐々木委員

◎新型コロナウイルス感染症による小・中学校休校の影響等について

新型コロナウイルスによる小・中学校休校の影響、その他についてお伺いをします。

前提としてまず、この後の質問にかかわってお聞きしますが、今回の休校措置について国・道からは要請という形で来ておりました。最終的に、誰が市内の小・中学校の休校の判断をしたのかということをお聞きします。各学校の校長ということではないと思うのですけれども、いかがですか。

○教育部長

臨時休校につきましては、国・北海道の要請を受け、市長と協議のもと、教育委員会が休校の判断をいたしました。

○佐々木委員

安倍首相は、このたびの決断に至ったことについて、記者会見でみずからの責任においてさまざまな課題に万全の対応をとる決意と述べていますけれども、それでは各自治体にもたらされるさまざまな課題、例えば保護者の雇用の問題とか、それから観光への打撃に代表される地域経済の課題など、市民への直接的な負担に対する責任というのは誰になるのでしょうか。

○総務部長

政府が全国一斉に臨時休校を要請したことに伴いますさまざまな影響ですとか課題、これらについては、国の責任において現在対策が検討され、今後、順次、その対策が講じられていくものと認識しております。

本市においても多くの影響が生じたことから、市としては市民生活、地域経済を守るために市長のリーダーシップのもと、国や北海道と連携しながら的確に、そしてスピード感を持って課題の解決に取り組み、市としての責任

を果たしてまいりたいと、このように考えています。

○佐々木委員

今のお答えを前提として、次の質問をさせていただきます。

問題は、言われているように長期にわたって保護者が、今、休校になったことによって家庭で子供といなければならぬという場合、そういう場合の非正規や共働き、ひとり親家庭の生活保障、経済的支援というものが問題になっております。これは当然、今おっしゃっていただいたように国の責任ということなのですけれども、新たな助成金制度の創設に触れて、首相は、正規・非正規を問わずしっかりケアすると述べておられます。しかし、これの具体的な仕組みというのがきちんとできてくるのはいつになるか、今のところ多分わからないということが実態だろうというふうに思います。そこで、今言われたように市長がリーダーシップを発揮していろいろなことをまずやっていただきたいという思いを持っております。

緊急的に何らかの支援が必要な場面が予想されますし、それで、相談とかが関係各所、市にも来ていることとは思うのですけれども、子供と保護者にかかわる問題、非常に多岐にわたります。学校だけではやはり対応できないこともたくさんあります。市役所に子供と保護者にかかわるこれらの問題専用のワンストップ相談窓口、こういうものを設置することをお願いしたいのですが、いかがでしょう。

○（福祉）子育て支援室長

現在、子供また保護者の皆様の相談の主な窓口といたしまして、感染症の心配相談などは保健所。保育所等や障害のある子供の事業所の相談等は福祉部。また、小・中学校の子供の全般にわたる相談は教育部。放課後児童クラブは福祉部、教育部、生活環境部。また、保護者の方々の雇用の相談などは産業港湾部。このように各部でさまざまな相談に対応しながら、ほかの部署の業務にかかわるものは情報共有の上、横断的に対応しているところでございます。また、今後は子供がずっと家にいるということで、親の不安感とか、そういうものから虐待のようなもののおそれなども懸念されているところでございます。

このような子供や保護者にかかわるさまざまな相談のワンストップ窓口を開設する、こういうことは望ましいことではありますけれども、現状として毎日のように国からさまざまな通知が発出されまして、それぞれの部署で専門的な対応、緊急的な対応を要するという状況におきましては、それぞれの部署の専門分野の中で相談に対応し、その相談が他の部署にまたがる場面においてはたらい回しすることなく、その保護者に不安を与えないような相談にさらに心がけていく、そのようなことを常に心がけて対応してまいりたいと考えているところでございます。

○佐々木委員

お答えとしてはわかるし、職員の側から見るとそういうお答えになるのでしょうけれども、一方、今度は市民の、相談したい側から見たら、今言ったところにそれぞれ分かれていることなどはわからないのです。やはり今こういうピンチの場面では、そういうことについて、どこかに電話すれば全部そのところからきちんと連絡をとっていただいて回答いただける仕組みというのは、やはり必要だと思いますので、ぜひ、そこでとどまらず御検討をいただきたいというふうに、早急にそれもお願いをしておきます。

次の質問ですけれども、市内の各事業所、企業等に、市長名で子供のいる社員への有給休暇の取得、在宅勤務対応、特段の配慮を要請、お願いするということではできないでしょうか。一旦休校という判断をしたからには、やはり保護者が安心して家庭で子供の面倒を見られる対応をメインに考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○（産業港湾）商業労政課長

市内企業の事業者への要請、お願いにつきましては、令和2年3月2日付の文書で、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みについて、市内の経済団体7団体を通じてお願いしているところでございます。項目としましては、職場における感染拡大防止に向けた手洗い、咳エチケットの徹底。パートタイム労働

者、派遣労働者、有期雇用労働者など、多様な働き方で働く方々も含めて休みやすい環境の整備ですとか、病気休暇制度の整備、テレワーク制度の積極的な活用、また小・中学校が臨時休校となる中で労働者が休みやすい環境への配慮、こういったことにつきまして要請しているところでございます。

○佐々木委員

もう既にしているという御答弁でございました。そのようにスピード感を持ってやっていただけるのは非常に素晴らしいことだと思います。これからもよろしくお願いします。

続けて、放課後児童クラブの対応について伺います。

道要請時には、放課後児童クラブは休所という判断を最初しておりました。当然、判断に至る根拠があつて休所になったと思いますが、その判断になった根拠は何でしょうか、お聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

放課後児童クラブを休所にした根拠につきましては、当初の北海道知事からの要請を受けた2月27日から3月4日までの臨時休校の際の判断といたしまして、放課後児童クラブの運営要綱に基づき、学校そのものが休校の場合は休所することとしていることから、休所の判断に至ったところでございます。

○佐々木委員

そういうルールに従って休所だということですが、その直後に国の要請により、今度は開所ということになりました。一転、休所から開所に至った経過があると想像します。その経過について説明をお願いします。

○（福祉）こども育成課長

2月27日に、内閣総理大臣が3月2日から春季休業までの臨時休校を全校に要請した際には、厚生労働省及び文部科学省から、子供の居場所の確保という趣旨で保育所と放課後児童クラブは原則として開所するよう要請文書が発出されましたので、本市においてもその必要性を考慮しまして、関係部局とも協議の上、開所の判断に至ったところでございます。

○佐々木委員

そうお聞きしますと、やはり休所の根拠と開所の判断の間には矛盾があるように感じますけれども、いかがでしょうか。その辺の見解をお願いします。

○（福祉）こども育成課長

休所の根拠と開所の判断の間の矛盾につきましては、認識しているところでありますが、国からの通知にもありますとおり、子供の居場所を適切に確保するため、お預かりする際には発熱や風邪症状の有無の確認など、ウイルス感染の予防に十分留意し、安全にお預かりができるようさまざまな対策を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

課題はあるように思いますが、子供の安全な居場所を確保しようと努めているということはわかりました。

開所時間や子供への対応、預かる対象の変更などについては、先日、説明をお聞きしました。きょうから開所ということになっていると思います。ふだんから定員近くの児童を引き受けているとお聞きしています。さらに、新規も入るということですから、そうなるとなかなか、かなりの密度になるということで、さまざまな心配が生まれます。きょう時点での通常時との人数の変化と、登録者数や受け入れ等についてお聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

現在16カ所の放課後児童クラブを開設しておりますけれども、2月1日現在の登録者数は全体で657人でございます。本日、朝の時点での利用者は184人でありまして、登録者数の3割弱となっております。

また、新規の登録者は現時点ではないというような状況でございます。

○佐々木委員

心配したような状況ではないということだと思います。

人数不足に備えて、説明によると特別教育支援員、介護員、さらに給食配膳員を補助員、そして教員に手伝ってもらおうというような案も示されていましたが、心配するのは、万が一の事故というのはつきものですから、市ではそういう際の責任の所在というのはどうなるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

放課後児童クラブの開設中に、万が一、職員に業務上のけが等の事故があった場合には、当然、保険の適用のほか公務災害の対象になるものとも考えられます。市が保障する責任があるものと考えております。

○佐々木委員

そうだと思うのですが、ただ、人員を補助員でこういう方に臨時で来てもらうという形だと思うのですが、この方々へ責任が何かいくというようなことはないのかという意味でお聞きしたかったのですが、いかがでしょう。

○（教育）次長

御質問いただいております特別教育支援員、介護員、給食配膳員というのは、教育委員会の嘱託員となっておりまして、業務の中で放課後児童クラブの業務に支援いただくという形をとっております。万が一、何か事故等があった場合につきましては、業務の中で対応されるというふうに考えておりますので、本人たちに不利益なことがないというふうには考えております。

○佐々木委員

もし、体調不良の子供が出た場合の対処法について、通常の放課後児童クラブで発生した場合と違いはあるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

このたびの開所の対応としまして、まず、放課後児童クラブに来られる前に自宅で朝起床した後などに子供の体温をはかってもらいまして、風邪の症状、せきやだるさがないかどうかもある程度あわせて、保護者から支援員等に報告をもらうことにしております。そこで発熱がある場合や、風邪の症状が見られる場合は、保護者の方とよく話し合っただけでその日の受け入れをしないなどの対応も考えられているところでございます。

また、お預かりしている途中で体調不良になった場合には、これは通常の対処方法と同じように速やかに保護者に迎えに来てもらうよう要請することとしておりまして、あらかじめ保護者へもそういった対応についてはお知らせしているところでございます。

○佐々木委員

いろいろな課題もありますし、大変なことだと思いますけれども、よろしく願いをしたいと思います。

続けて、小樽市教育委員会の休校の対応についてお伺いしたいと思います。

今までにない大変な状況だと思いますが、いろいろと続けざまに出てくるものですから、振り回されている感じがすごいのではないかと思いますけれども、対応をこれからも頑張っていただきたいと思いますし、これまで頑張っていた分、感謝をしたいと思います。

子供、保護者、家庭での状況把握、連絡について伺いたいのですが、知事要請では、教員に直接家庭訪問もお願いするかもしれないみたいな話がありましたが、私は、原則的にはそういうことはやめるべきだと考えております。教員方が子供の様子を確認に行きたいと、直接目で見たいというその気持ちというのは教員方の本能としてあるのですが、しかし、それをやると感染予防の原則に反するだろうと考えます。いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

ただいまの御質問でございますが、市教委としましては、児童・生徒や保護者、教職員の安全・安心と感染拡大防止の観点から、これまでどおり原則として電話連絡による対応を中心として行うことと考えておりますが、生徒

指導上の問題や家庭生活上の問題などを心配される場合や、保護者から要望等があった場合には、緊急性や重大性など個々の状況を判断の上、家庭訪問などを実施することも考えられます。

○佐々木委員

原則のところは原則としていただきたいというふうに思います。

さらに、分散登校の話が出ておりました。これについては道と協議中ということだと思いますけれども、この分散登校の目的、実施時期や方法、それらについて現段階で入っている情報があればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

分散登校の目的は、新型コロナウイルス感染症に伴う休業期間の長期化に伴い、子供の生活、学習習慣に対する不安の解消を図るとともに、児童・生徒の心身の健康状態や学習状況の把握等を行うこととなっております。

実施の時期や方法等については、まだ現段階では決まっておりません。

○佐々木委員

決まり次第、またお聞かせいただきたいなと思います。

やはり分散登校についてはリスクのほうが大きいという専門家の声もある一方、現実問題として教員方からは、休校間際の混乱のせいで学年末に関わる子供との十分な意思疎通ができなかったという反省から、分散登校もやむなしとの声があります。

今回の休校措置は、新型コロナウイルス対応として行われたものです。子供を集団でいさせることが危険だから休校という措置にしたはずですから、保護者の負担軽減、それから子供たちへの心配を当然考えなくてはならないですけれども、それを考える余り本末転倒になってはならないと考えます。これなら通常どおり学校を開いたほうがよかったということにならないように、要請はいろいろなところから来るでしょうけれども、市として慎重な御判断をお願いしたいですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

臨時休校を実施した理由が、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することであったことから、分散登校を実施する際には、子供たちの新型コロナウイルス対策に配慮することが何よりも大切であると考えております。

今後も、慎重かつスピード感を持って判断をしてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

どうか、よろしくお願いします。

◎防災行政無線について

次に、防災の質問に変えさせていただきます。

新年度予算に防災についてのさまざまな事業が出ておりました。その中から一つお聞きしますけれども、防災行政無線、同報系の無線の整備事業について若干お伺いします。

津波、高潮の災害時に沿岸の住民及び観光客への避難情報を迅速に、確実に伝達するため防災行政無線、これは屋外スピーカーを整備する。それで、令和元年度完工分、これは蘭島から手宮の分だそうですが、運用開始とあります。

1カ月ほど前になりますけれども、直接、この様子を見に行ってきました。建った塔の上に、まだ装置類がついていなくて塔だけが建っていましたが、広報おたるによると4月から運用開始とのことでした。現在の工事の進捗状況はどうなっていますか。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

今年度の防災行政無線の主な工事内容といたしましては、災害対策室への親局の設置、消防指令センターへの副局の設置、蘭島から手宮にかけての沿岸部13カ所への屋外拡声子局の設置、FMおたるへの割り込み放送装置の設置を予定しておりましたが、現在のところJアラート関係の工事、それからFM割り込み放送装置の工事、

これが若干残っておりますが、それ以外の部分については、ほぼ工事を完了している状況であります。

○佐々木委員

放送の聞こえ方の最終確認のために、3月3日、4日、きのうまで試験放送を実施したそうですが、その結果。それともう一つは、親局のソフト面の準備が進んでいるのかどうか。例えば人員配置とか訓練、アナウンスとか、マニュアル作成、それから外国人の観光客への対応などというのがきっと必要だと思うのです。そういう部分についての準備は進んでいるでしょうか。

また、どういう方法になっているのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室伊藤主幹

まず、先日行いました試験放送の結果という部分につきましてでございますけれども、私どもも現場で調査に立ち回りましたが、局所的にどうしても地形等の影響で、放送が聞こえにくい地点というのはありましたけれども、全体的に見れば、おおむね設計段階で想定していたような音の聞こえ方というのはできていたというふうに考えております。

また、その際に施工業者が、音の強さ、いわゆる何デシベルというものですけれども、そういったものですとか、あとメリットと言いまして、体感的によく聞こえたとか全く聞こえなかったですとか、そういった部分も測定記録しておりまして、それについては、今後業者から取りまとめられた上で、報告を受ける予定となっております、必要に応じて機器類の調整を行う予定ということで考えております。

また、ソフト面のお尋ねでございますけれども、まず、放送を行う際の基本的な機能として、職員がマイクを通じて放送するという肉声放送と言いますが、別の機能として、文字入力した文章を機械で音声に変換して放送するという機能がございます。本市としましては、放送間違いの防止、あるいは放送の聞き取りやすさの観点から、音声合成機能を中心に放送を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、外国人観光客などへの対応でございますけれども、本市の無線の放送は、英語、中国語、韓国語、ロシア語の4カ国語に対応してございまして、本市を訪れる外国人の方につきましても、一定程度放送内容を理解していただくことは可能なものと考えております。

今、申し上げましたソフトの部分につきましては、既に設置された親局に組み込まれておりまして、準備としては整っているものと認識しております。

最後に、職員の訓練、マニュアルという部分でございますけれども、今後、業者による操作説明ですとか、操作マニュアルの配布が予定されておりますが、災害対策室のどの職員が操作担当ということではなくて、職員の誰もが操作できるような体制がとれるように、操作方法の習熟に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎議案第39号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第39号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について質疑をいたします。

今回、なぜ改正する条例案を提出したのですか。

○中村（誠吾）議員

提案理由につきましては、人事院勧告に準じて、議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、議案第39号を提案させていただいたものです。

○酒井委員

今回4.4カ月から4.5カ月と0.1カ月引き上げることで、必要な額は全議員合計で幾らになるのですか。

○中村（吉宏）議員

今回の議案第39号の改正に伴いまして必要となる経費ですけれども、年間約134万円となります。

また、議会費の上昇率としましては、約0.5%となります。

○酒井委員

特別職の期末手当で、職員の勤勉手当支給割合の引き上げに準じた改定を行っています。この改定にかかわらず、支給割合を附則で平成15年から引き続き4.1カ月に据え置きすると提案がされております。なぜ据え置きするかという我が党の質問に対し、市長は、財政状況が厳しいことから給料の独自削減に加え、期末手当支給割合についても人事院勧告に準じた引き上げを行わず据え置いているものと答弁をいたしております。

今回の議案第39号でも、財政状況が厳しいのは同様ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○秋元議員

人事院勧告は、御承知のとおり公務員の給与水準について厳格な調査に基づき、民間に準拠し示されるものであります。今回の改定は、議員報酬を任意に引き上げる報酬の改定とは異なりまして、生活給としての側面が強い議員報酬のうち、期末手当分について人事院勧告に準じて改定を行うものであります。

市長が答弁をされたことは否定はいたしませんし、現在、厳しい財政状況が大幅に改善したとも言えません。しかし、議会として財政健全化に手をこまねいてきたわけではなく、これまでさまざまな提案はもとより、独自に議員報酬の削減や会議出席のための費用弁償の廃止、行政視察の隔年化や、何より議員定数の削減など、財政再建に寄与してきたものと考えており、本来、今年度分から提案をいたすべきところではありますが財政状況に鑑み、来年度からの適用とし、提案させていただきました。

○酒井委員

それでは、この増額分を市に返金できるのかということであります。できないのです。公職選挙法の寄附行為に当たるからであります。

引き上げを行うのであれば、特別職報酬等審議会に諮った上で、堂々と引き上げをするべきだと思います。第三者の視点を入れずに、議員みずから上げていくというのは、私はお手盛りの批判を受けても仕方がないと思います。そのことを指摘して、次の質問に移ります。

○委員長

申し上げます。共産党の酒井委員からの議案提出者への質疑が終了いたしましたので、議案提出者におきましては、退席または自席にお戻りをいただきたいと思います。

皆様には、少々お待ちください。

（議案提出者が退席または自席に移動）

○委員長

酒井委員の質疑を続行いたします。

○酒井委員

◎新型コロナウイルスに係る公共施設のキャンセル料について

新型コロナウイルス感染症に関して質問をいたします。

拡大防止に伴う行事等の中止等が相次いでおります。市の公共施設において、感染拡大防止のためイベントを中止した場合のキャンセル料については、現状どのようになっているのか、お伺いいたします。

○（生活環境）小野主幹

キャンセル料が発生いたしますのは、小樽市民会館、小樽市公会堂、小樽市民センターの3館がございます。小樽市といたしましても、道内他都市の市民会館及び市の担当者に聞き取り調査などをいたしまして、3月4日付で小樽市としてキャンセル料を取らない、前納された使用料についても全額返還するということを決定いたしまして、現在、指定管理者へ返還の手続きをお願いするところであります。

なお、この対象になります部分につきましては、3月31日までの利用の行事、イベントについてということで対象にさせていただいております。

○酒井委員

返還するという形になってよかったと思います。ただ、手続上も結構大変なのかと思います。適切な対応をお願いしたいと思います。

◎議案第14号令和元年度小樽市一般会計補正予算の個人番号カード交付事業費について

次に、議案第14号一般会計補正予算の個人番号カード交付事業費に関連して伺います。

いわゆるマイナンバーについてでありますけれども、公明党の高橋克幸議員の代表質問の中で、1月末での本市でのマイナンバー交付率については13.16%だということが明らかとなったわけであります。

まず、この交付率についてどのように捉えられているのか、お伺いいたします。

○（生活環境）戸籍住民課長

小樽市の交付率は、1月末現在で13.16%ということでございます。ちなみに、全国は1月20日現在で14.99%、全道は1月末現在で12.66%となっております。全国よりは低い交付率でございます。全道よりは高い交付率だというふうには認識をしております。

○酒井委員

低いのです。今紹介していただいたとおり、全国でも約15%にとどまっているということでもあります。

そもそも、このマイナンバー制度について、所得や資産、税や社会保障給付、こういった個人データを政府が一括して把握することで、社会保障給付の削減などを進めるという、そういった狙いがあるというふうに言われております。これを本格的に行うとすることになれば、行政機関だけではなくて、金融機関等にも利用を広げることになり、所得や資産にとどまらず、戸籍や病歴など多くの個人情報本人の同意なしに広がってしまう、こういったリスクが高まります。マイナンバーカードには、さらに顔写真のデータまでつけ加わることによって、一層リスクが高まります。普及が進んでいないのはこういった市民の不安があるからではありませんか、いかがでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

確かに、情報漏えいの不安もあると思われます。国が平成30年10月に行ったアンケートでは、マイナンバーを取得していない理由を複数回答で聞いたところ、多い順番から申し上げますと、必要性がないからが57.6%、身分証になるものはほかにもあるからが42.2%、個人情報の漏えいが心配だからが26.9%となっており、必要性がないからという理由が情報漏えいが心配だからという理由の倍以上になっているという結果でございます。

○酒井委員

必要ないのです。ただ、必要ないからといっても、政府はこれをさらにペースを上げて全国民に普及させるというような取り組みを行おうとしているわけでありまして。私は、それはすごく大問題だと思っております。

政府が示したこの普及促進案に、マイナポイントというものがあります。このマイナポイントについて、利用するにはどういった手続が必要なのか、お示してください。

○（総務）情報システム課長

マイナポイントを利用するための手続についてですけれども、まずは、マイナンバーカードを取得していただき、基本的には御自身でパソコンやスマートフォンとマイナンバーカードを使って、マイナポイントを予約するための手続が必要となります。この際に、御自身が使いたいキャッシュレスサービスを選択します。その後に、選択したキャッシュレスサービスによってQRコード決済サービスの場合は、当該サービスを使って買い物をする。また、チャージ型のICカードの場合は、チャージすることで一定額のマイナポイントというプレミアムポイントがもらえるといった流れになります。

○酒井委員

基本的には御自身でというお話があったのですが、例えば御高齢の方がこのマイナポイントをやるとなると、私はITになれていない方でしたら、とてもできないのではないかと思います。そういったことはないのですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

私どもは、マイナンバーカードの交付窓口ということで担当させていただいていますが、実はまだ国の政策も正式というわけではなくて、今後どのぐらいの方がマイナポイントの手続するかというのはわからない状況ではございますけれども、当初交付の際に、私ども市の職員がサポートをすることによって、高齢の方とかの負担を軽減させることができるのかというふうには考えてございます。

○酒井委員

職員がサポートということであります。そうすると、小樽市として業務がふえることになってしまう。負担増加は避けられないではありませんか。いかがでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

先ほども申し上げたとおり、業務量の負担というのは多少増加するとは思われますけれども、窓口がパンクして回らないというふうにはならないのではないかと今のは考えてございます。

○酒井委員

5,000円分のポイントが欲しいために、さまざまな市の負担がふえていくということは、私は大問題だと思っております。

それでは、小樽市にこのマイナポイントの関連で、経済効果は見込めるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○（総務）情報システム課長

市への経済効果ですけれども、今回のマイナポイントで選択できるキャッシュレスサービスは、地域限定というわけではなくて全国どこでも利用できるものでありまして、また使われたキャッシュレスサービスが、マイナポイントによるものなのか、通常のサービスの部分なのかを把握するのは困難であると思います。

したがって、市への経済効果がどのくらいになるのか見込むこと、また、後で経済効果の検証を行うこと、こういったことも難しいものであると考えております。

○酒井委員

そうです、市の経済効果というものについては見込めないのです。結局のところ、こういったことをやっても海外資本の通信販売会社ですとか、こういったところで使われてしまったら何の意味もないことになってしまう。私は、すごく問題だと思っております。

通知カードに関連して伺います。

政府は、2020年5月末までに通知カードの廃止がデジタル手続法で定められております。廃止日はいつになるかというのは大きな問題だと思いますけれども、市としてどのような情報を捉えられているのか、お伺いいたします。

○（生活環境）戸籍住民課長

通知カードの廃止につきましては、国からの正式な通知は今のところ出ておりません。4月末ごろに省令で廃止の通知がされるものというふうに情報としては入っております。

○酒井委員

これは4月末までという話なのですが、氏名や住所等に変更があった場合、通知カードは使用できなくなることになります。周知とかは、先ほど4月末と言いましたけれども、1カ月で十分なのかどうかわかりません。もし、これが不十分だということになれば、廃止することで窓口での混乱やトラブルが想定されます。そういったおそれはないのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

確かに4月末ごろということでございますけれども、国の正式な通知をもって、市民の皆様にはいろいろな手段でホームページだとかでアピールして、極力混乱を生じさせないように、また窓口もトラブルが起きないように努めてまいりたいと考えております。

○酒井委員

そもそもつukらない理由の大きなものは、必要がないからつukらないと言っているのです。必要がないからつukらないのに、無理やりつukらせる。そして、このマイナンバーそのものの問題点もあることから、こういった国民が必要としない制度に固執するという、この政府の姿勢は、私は大問題だと思っております。

◎議案第21号小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案に関して

次に、議案第21号など会計年度任用職員に関連してお伺いします。

地方公務員法では、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営が原則となっております。ところが、正規職員で行うべき恒常的な公務を非常勤・臨時職員が担い、その拡大が全国的にも広がっております。こうした非正規職員の拡大を進めてきた国の責任が問われているにもかかわらず、この制度の導入については、こうした非正規雇用を合法化し、さらなる拡大につながりかねないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

委員がおっしゃるとおり、地方公共団体の業務は常勤職員、つまり正規職員が担うのが原則ではありますが、多様化する行政事業に対応するため嘱託員や臨時職員など、いわゆる非正規職員の方に行政の仕事を支えていただいている現状もございます。

しかしながら、嘱託員であれば通常の事務補助であっても特別職として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されないという現状もあり、また一方で、労働者性が高いものであっても期末手当が支給できないということもあり、これらの課題を解決するために導入されましたのが会計年度任用職員制度でありますので、非正規職員の拡充を目的としたものではないと認識しております。

○酒井委員

会計年度任用職員の任用についてお伺いします。

一会計年度ごとに新たに設置される職として位置づけられる。このことから任期の終了後、再度、同一の職員を任用することはあり得るが、あくまでも新たな職に改めて任用されたというように説明がされております。まさに、不安定雇用そのものではないかと思っておりますけれども、その辺の認識についてはいかがのでしょうか。

○（総務）職員課長

このたびの会計年度任用職員制度は、これまでの嘱託員制度と異なり、委員がおっしゃったように一会計年度ごとにその職の必要性が吟味される、新たに設置された職に位置づけられるものであります。ただ、その任期が終わったとしても能力の実証を経て再度任用されることもありますし、今回、制度導入後3年ごとに国の非常勤職員に準じて公募を行うこととしておりますけれども、現に任用している職員が引き続き就業を希望する場合には応募す

ることは可能であり、選考の結果、引き続き任用されることはあり得るものでありますので、いわゆる雇いどめをするという意図ではございません。

○酒井委員

御説明があったとおりなのです。令和2年度に限り、現在、嘱託員、一部の臨時職員を含むとして、任用している者については、所属長の面談等による能力の実証を経て任用し、不足分が生じた場合にハローワークを通じて公募する。

2回まで、3年までは公募によらず任用し、5年度に向けての任用については公募すると、こういうふうに説明されているわけであります。ということは、その2回を過ぎた後については改めて応募するしかない。やはりこれも不安定そのものではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

再度の任用が公募を行う際に約束されたわけではありませんけれども、実際、応募者の中から選考を行う過程では、当然これまで勤務してきたという職務経験という部分もございますので、そういった意味では、再度任用される可能性はあるという形でございますので、御理解いただければと思います。

○酒井委員

◎小樽ジャンクションCランプ工事について

次に、小樽ジャンクションCランプ工事についてお伺いします。

最初に、このCランプ工事に関連しまして、平成18年6月から7月の事業説明会の会議録を資料要求いたしました。しかしながら、これについては出せないと言ってきたわけであります。非常に大きな問題だと思います。なぜ出せないのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

今、御質問のありました平成18年6月から7月の事業説明会の資料ということでございますけれども、開催主催がネクスコ東日本であったということでございまして、我々が説明資料をつくってはいないということ等ございまして、現在において、これに関連する資料を保管していないということで、提出ができなかったということでございます。

○酒井委員

保管していないのは大問題です。小樽市も関係してやっている、そういった交渉や打ち合わせですよ。その資料がなぜ残っていないのですか。問題です。

私はこの質問をするに当たって、これだけ資料を求めたわけではないのです。議員メモという形で何でも構わないので、出してくださいと言いました。先ほど述べました事業説明会の会議録と資料、参加者について。平成29年3月のCランプ土質工事着手の事業概要説明書、誰について説明したか、会議録と参加者。リーセント新光管理組合から市に対する、それぞれ令和元年12月11日付、2年1月6日付、2年1月14日付の質問書及び回答書と添付資料。リーセント新光管理組合からネクスコ東日本に対するそれぞれ元年12月26日付、2年1月15日付、2年1月29日付の質問書及び回答書添付資料。これについても出せないと言われたのです。何で出せないのですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

先ほど申したように、市として保存年限が過ぎている資料ですとか、所持していないものは、要するに工事主体であるネクスコ東日本の資料である部分、これにつきましては我々は所持していないということで提示することができなかった部分ですとか、やはりお出しするに当たっては、明確な基準といいますか、情報公開条例、こういったものに準じた中でお見せできるものについては提出するというような形をとってございますので、それらに該当しない部分につきましては、やはりお出しすることができなかったということでございます。

○酒井委員

隠しているのです、これは大問題なのです。当時行った打ち合わせや協議などの記録を見て、それが本当に正しかったのか、適切にやられたのかということを検証されなければならないではないですか。これでは、事業の正当性を検証できないことになってしまうのではないですか。いかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

今回の事業につきましては、法定手続等は的確に行われていると思ってございますし、繰り返しですけれども、資料の開示等につきましては、情報公開条例等に準じましてお見せできるものはお見せしますし、そうではないものについてはお見せできない部分があるということになります。

○酒井委員

おかしいのです。今までもこういったものというのは、氏名の部分を黒塗りするとか、プライバシーに配慮しながら出されているのです。それすらも出せないというのは、問題であると思います。これ以上言っても、資料を出さないと言われると思いますので、この件は言いません。

ただ、もうこの問題についてというのは、大変根が深い問題だと思っています。このCランプ工事について、一般質問の中で、いつ住民に説明されたのかというふうに質問いたしました。そのときの回答は、いかがでしたか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

Cランプでございますけれども、状況に応じていろいろな説明があった部分もございますが、まず、Cランプ及びDランプの事業許可がなされた平成29年3月以降、これについて答弁したわけでございますけれども、それにつきましては、31年3月と4月に地域の町会の役員方を初めとして御説明をするというところと、地域の説明会ということで地区に行って行っているのが10月、それと12月にも1回行っているということでございます。

○酒井委員

平成18年7月からの協議交渉記録、また打ち合わせ記録簿、さらに事業説明設計協議、これについていろいろと出されています。その中を見ても、どれ一つとってもこのCランプの工事について、住民と打ち合わされた、説明されたという記録はないのです。やっていないのです。それなのに進めてしまうというのは、私は大問題だと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

まず、Cランプということでございますけれども、ジャンクションにつきましては、Aランプ、Bランプ、要はハーフジャンクションというような形で、当初、事業許可をいただいたわけでございますが、これにつきましては、段階的整備ということになろうかと思っておりますけれども、そういった中で将来的には整備されるということの部分の中で、整備計画の決定がなされているわけでございます。

それで、最初の事業許可を受けた後に住民説明を行っているわけなのですが、この住民説明におきましては、工事は暫定の2車線、本線も含めて行うけれども、用地買収につきましては、完成形の4車線で進めさせていただきたいということを説明をしていたということでネクスコ東日本からお聞きしております。その関連の中でフルジャンクションということの部分の御説明は、回数が多かったか、少なかったかという部分もございますけれども、フルジャンクションについての御説明はさせていただいています。

それで今、お話のありました工事に関する部分でございますと、Cランプの事業許可がありました平成31年ということになってきますが、それ以降で業者決定してからでないかと仮設工事については御説明できないとか、そういう部分がございます、直近に工事の説明が行われているということでございます。

それで、説明をしないで工事に着手するということは決してなくて、必要な説明については説明を行っていくという、事業者の説明もございますので、そういった流れでいくものと考えてございます。

○酒井委員

いや、おかしいです。どの記録を見ても、フルジャンクションにしますなどということは全然言っていないです、これは。何を言っているのか。将来のこのジャンクションの建設、入っていないこといいですか。入っていません。設計のみですとかときちんと載っているのです。その際に、建設部都市計画課の職員の名前も書いてある。それから、現時点では事業用地にかからないというふうな話もしている。

もう、そういうふうな形でやられているのです。いつやられたのですか、そのフルジャンクションにする説明会は。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

フルジャンクションの説明会を行ったということではございませんで、あくまでも、今、申した第1回目の事業許可、暫定2車線ということになりますけれども、その工事の説明、それからその流れをくんでおります地域との設計協議確認書にかかわる地域のある協議会の場ということでございます。その地域の協議会の場でフルジャンクションの説明ということではなくて、これから工事を進めるに当たっての工事の説明と、用地買収の話の中でそういったことに言及された中でお話が伝わっているということで認識をしておりますので、説明会が行われたということではなくて、あくまでもそういう形の話が出ていたという認識であるということでございます。

○酒井委員

でためめなのですね。もしきちんとこのフルジャンクションに伴って説明会が行われているのであれば、住民が、意見を言うことができたのです。こういうのはやめてくださいとかといって。そういう意見を言う場を奪って進めたということではないですか。いかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

まず、特にフルジャンクションのCランプの近くでございますけれども、こちらにつきましては、平成21年8月に最終的に設計協議確認書を地元の地区連絡協議会与確認を結んだわけなのでございますが、この図面にも実はそのCランプの部分、Dランプの部分の道路センターの部分の部分がしっかりと記載されておりますとともに、これに伴います用地買収ラインというのもしっかりと記載された中で、協議では確認がなされていることでございますので、意見を言う場が全くなかったということではないものという認識でございます。

○酒井委員

でためめです。本当にでためめです。もう本当に、住民の方たちが困っている。それにもかかわらず、意見も言う場所もできないで、あとは、ただただ御理解いただきたいって、理解できません。

説明会を3月1日に行うとされていましたが、しかし、昨今の諸事情もあってこれは中止されました。こういった説明会は、小樽市としてやはり必要だというふうに思っていますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

新型コロナウイルス対策の関係で延期ということで御案内をさせていただいてございます、3月1日に行う説明会でありますけれども、これにつきましては、地域の方々の御要望の部分、それと事業者でありますネクスコ東日本も、これについては必要な説明会であるというようなことで開催される予定でございましたので、これにつきましても事業者も必要な説明会ということで、必要なだろうということで認識をしているものでございます。

○酒井委員

住民の理解なしに工事を進めてはならないと思うのです。直接的な説明を行っていないわけですから。住民の理解がなくても、工事は進められてしまうのですか。最後にそれを確認いたします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

今後の工事の部分でございますけれども、あくまでも住民の方々の不安を解消させていただきながら進めるべきものというふうに考えてございますので、必要な事項についてネクスコ東日本に対しまして協議ということを申し

入れまして、必要があれば改めて住民への丁寧な説明を求めていきたいというふうに考えてございます。

○川畑委員

◎塩谷における太陽光発電所建設について

それでは、きのうに引き続いて、塩谷太陽光発電所問題を考える会からの申し出があった件について伺います。

最上を事業者から購入したように、塩谷の元市有地を買い戻して太陽光発電所建設をとめてもらいたいというのが申し出の質問の趣旨なのです。そしてまた、塩谷の買い戻し交渉の内容は、建設工事を発注済みで交渉に応じられないと本会議で市長が答弁しているわけですが、これでは納得がいかないということなのです。ですから、具体的にどのような交渉を行ったのか、内容を明らかにすべきだと思います。

なぜそう言うかという、ACAクリーンエネルギー株式会社という会社、名称が変わった会社ですが、対応が、説明会の質問や問い合わせに対して誠実さに非常に欠けていると、私も説明会に出たことがありますけれども、問題があると思います。そして、説明会に傍聴を求めた新聞記者をも排除する、こういう姿勢に対して不信感を持っているわけです。それと同時に、やはり、市の対応についても不信感があると言っています。

ですから、今回、提出された質問書に沿って、誠意を持って丁寧に答えてもらいたい、そういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○（財政）契約管財課長

ただいま委員が御指摘されたとおり、今回の質問書に対しましては、我々はこれまでも来庁された際だとか、町会主催の説明会等に我々市職員が出席いたしまして、御質問に対して丁寧に説明したつもりでございます。今回の質問書につきましても、同じように丁寧に説明し回答したいと考えております。

○川畑委員

その点では、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎新幹線の残土問題について

質問を変えます。新幹線の残土問題について質問します。

私も代表質問で、水質検査について、水位だとか、水質がある一定程度おさまった状態が2年以上確認できればモニタリングを完了してもよいというマニュアルがあると。しかし、市長は、私から2年という原則論にこだわらないでほしいと申し入れたが鉄道・運輸機構から明確に回答されていませんと。この辺の確認はしていきたいというふうに答弁を受けました。

ですから、それでもって伺いますけれども、これは、誰が、いつまでに確認してくれるのか。その辺を明確にしてください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

誰がというところでございますけれども、当然、市長の申し入れもございましたし、我々担当レベルとしても申し入れているという部分がございますので、市としてその確認をしていきたいというふうに考えてございます。

○川畑委員

地元説明会では、住民意思の分断ではなくて、地域の事情に合った形だという答弁がされてきました。それで、地域住民からは、漁業者も入れて一緒にすべきだというのが要望なわけです。

この主張は間違いだと思っているのでしょうか。改めて市の見解を示してもらいたいのです。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

地元説明会の開催につきましては、鉄道・運輸機構からは、地元の意向を踏まえた上での調整を行いまして決定をしているというふうに伺っておりまして、それぞれの地域の需要に合った形で進められているというようなこと

であるというふうに認識をしてございます。

○川畑委員

あえて私がこれを言うのは、本当は2月末にその説明会をやりたいと私どもに申し入れがあったのです。そのときに、ぜひ漁業者も入れてやってくださいと私はお願いしたのです。そうしたら、それに対する答弁はしてくれなかったのです。まだ説明会をされておられません。

だから、市がその中間に入る立場からいっても、ぜひやはり住民と業者も集めた体制の中でやってもらいたいと、そう申し入れてほしいのです。そのことはできませんか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

塩谷地区でのこれまでの説明会という部分でまず少し申し上げますと、塩谷川沿線の四つの町会と漁協を対象としまして説明会が行われているような部分がございますけれども、それぞれの団体に対しまして、個々にお話をさせていただいて開催方法を調整しているのだということで鉄道・運輸機構から伺っておりまして、そういった個々の団体の調整の結果がそうなのだろうということだと思っていて、我々としても市から云々ということではなくて、あくまでも地元との調整の中で開催方法を決定していただきたいというふうに考えてございます。

○川畑委員

何というのか、市の立場として、市民の安全・安心を守るという立場があるわけです。だから、そういうことを市が申し入れてくださいと頼んでいるのです。そのことをぜひやってほしいのです。

それから、次に、要対策土の受け入れに当たって、書面の取り交わしは、土地所有者、鉄道・運輸機構、立会人の本市との3者でもって協定書を締結しているという答弁がありました。この協定書を公開してもらえませんか。どうですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

この協定書の公開ということでございますけれども、公開に当たりましては、まず、やはり情報公開条例、こういったものに基づきまして公開が可能であるか否かということを検討していく必要がございますので、そういったものに基づいて判断をしていくということになるかと思います。

○川畑委員

公開する前向きな姿勢でもって答えてくれているのですか、どうですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

公開するかしないかというのは、あくまでも客観的にこの基準の中で判断がなされていくと思しますので、こちらの気持ち、あちらの気持ちということではないかと思っております。

○川畑委員

きょう、すぐ返事をもらわなくてもいいですから、後日、私に返事をください。

それからもう一つ、この残土の問題について質問します。

実は、私は毎朝8時半くらいに私の家を出て、国道5号を走って市役所まで来ています。朝里トンネルというのを表示したトラックが毎朝のように国道5号、それから道道環状線に向かって走っているのです。どうも私は不思議なのです。朝里トンネルの要対策土を伍助沢に運んでいるのではないかと思いますのですが、その辺は確認してくれましたか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

朝里トンネルにおきましては、現在は要対策土は発生してございまして、無対策土という土が発生していると。その無対策土を札幌市と、それと余市町に搬出をしているということをお伺いいたします。

それで、余市町へのルートは朝里トンネルの坑口が天神町付近にございますので、そこから国道393号を走って塩谷まで行って、そして小樽塩谷インターチェンジから余市インターチェンジに向かって高速道路を走っているそう

です。その小樽塩谷インターチェンジに向かうに当たって国道5号を塩谷のところで環状線に曲がって小樽塩谷インターチェンジに乗っていると。そして、小樽塩谷インターチェンジから余市インターチェンジまで高速道路に乗って、そこから道道753号を通して余市の登地区に搬出していると。そのルートの中で委員がごらんになったのかというふうに感じております。

○川畑委員

◎公共施設再編計画における塩谷児童センターについて

当初の公共施設再編素案の関係で、塩谷児童センターを改修して塩谷サービスセンターと統合、こういう計画がありました。ことし2月に提出された公共施設再編計画では、塩谷児童センターは塩谷小学校を改修して移動するとしているのですが、小学校の幾つの教室を使用するのか、その辺がわかればお聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

塩谷児童センターとして使用する教室の数でございますけれども、図書室ですとか集会室、事務室などを確保できるスペースが必要となりますが、具体的な小学校内の箇所ですとか教室の数につきましては、今後、教育委員会と協議をしていくところでございますので、現時点ではお示しすることはできないところでございます。

○川畑委員

小学校の体育館が使えるのかどうかという疑問もあるのです。それで、授業が終了していると思われる時間帯は利用可能ではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○（教育）施設管理課長

塩谷小学校の体育館の利用につきましては、委員のおっしゃいますとおり、通常時の放課後ですとか夏季休業、冬季休業期間中におきましては、学校施設開放事業での利用時間帯を考慮することは必要になると思いますが、責任者が伴っての体育館の利用について学校と協議ができるものと考えております。

○川畑委員

今の責任者がいればというのは、どういうことですか。

○（教育）施設管理課長

放課後児童クラブとか児童館の……。

（「指導員がいればということですか。わかりました。」と呼ぶ者あり）

○川畑委員

現在の児童センターでは外遊びもしていたらしいのですが、小学校に移転した場合に外遊びもさせてもらえる、そういう条件はあるのですか。

○（教育）施設管理課長

学校のグラウンドの利用につきましても、体育館と同様の取り扱いになると思いますが、放課後ですとか夏季休業、冬季休業期間中など学校運営において支障がないという条件になりますが、利用について学校と協議ができるものと考えております。

○川畑委員

それでは、改めて地域の説明会を開催したいとお願いした場合に、これに応えてもらえるのかどうか、その辺について聞かせてくれますか。

○（財政）中津川主幹

市民説明会の御質問ですけれども、昨年10月に1度やらせていただきました。前定例会の時に再編素案を提示させていただきましたが、今回、案ということで一つに絞らせていただきましたけれども、素案から全く変わった内容のものにつきましては、利用者といいますか、その説明会をもう一度やらせていただくことも考えるということでお話しさせていただきましたので、御要望があれば再度やらせていただくことは可能かと考えています。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時48分

再開 午後3時10分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎冬季避難所の宿泊訓練について

私からは、来年度、初めて当市で実施する冬季避難所の宿泊訓練について質問させていただきます。

私は、議員になる直前の3月に東日本大震災で友人が被災したため直接、現地に赴き瓦れきの山を目の当たりにしたことで、防災について人一倍考えさせられ、また、一昨年の北海道胆振東部地震におけるブラックアウトを自身で経験し、なおさらその意識が強くなりました。その直後の小樽市議会「市民と語る会」で市民の方から「あれが冬でなくてよかったね」という声を聞いて、なおさら冬季の宿泊訓練をすべきだと訴えてきました。しかし、費用対効果の面からどの程度有効であるか見えないので実施は考えていないという答弁が繰り返されましたが、防災担当者が帯広市や千歳市などの冬季防災訓練に参加されたことにより、ようやく自前の訓練が実現する見通しが立ったことで内心ほっとしております。

まだ、具体的なことは決定していないと思いますが、現時点で想定している訓練内容についてお聞きいたします。

まず、実施時期についてはいつごろを考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

冬季の避難所宿泊訓練の開催時期につきましては、現在のところ令和3年1月を予定しております。

○松田委員

それにつきましては、平日になりますか。土日は考えていますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

詳細な日程につきましては、現在のところまだ決めておりませんが、一般市民の方に参加していただきたいと思っておりますので、土曜日から日曜日にかけての訓練を開催したいと思っております。

○松田委員

あと、市内には指定避難場所等は65カ所ありますが、冬季訓練はどこの避難所を使用する予定なのか、それについてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

訓練場所となります指定避難所につきましては、現在のところ検討しているところではございますけれども、市内小・中学校の避難所と考えております。

○松田委員

あと、避難訓練参加者は市職員や消防団など防災担当者だけにするのか、市民も入れるのか、入れたとしても近隣の町会に限定するのか、また、小樽市が他の自治体の避難訓練に参加させていただいたのと同様に、希望があれば他の自治体や団体も受け入れるつもりなのか、参加対象についてはどのように考えているのか、お聞かせ願いた

いと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

訓練に参加していただきます対象者につきましては、現在のところ一般市民と考えております。私どもが帯広市や千歳市に出向いたときのように、一般市民の公募が少なければそういった関係機関の方も受け入れる予定と考えております。

○松田委員

ということは、要するに人数が少なければ他の団体も受け入れるということで、当面は一般市民だけということではよろしいのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現時点では、一般市民の方に冬季の避難所宿泊というものを体験していただきたいというふうに考えておりますので、まずは市民を対象にして参加人数が少なければ、職員などの部分も考えていきたいと思っております。

○松田委員

それで、インターネットで調べましたら、本年1月に帯広市で開催された冬季防災訓練では、参加者の半分が日帰り、半分は宿泊とするなど2段階構成になっており、訓練内容も停電対策訓練、救助訓練、応急手当訓練に加え、備蓄品の試食や炊き出しも行うなど、いろいろな訓練が体験できるような内容になっています。ただ、帯広市は今までに何回か避難訓練を重ねてきていますが、小樽市の場合は昨年、初めて避難所開設訓練を行い、宿泊どころか運営訓練も行ってきていませんので、帯広市と同様の訓練はできないと思いますが、こういった点に重きを置いた訓練にするのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ただいま委員がおっしゃったとおり、小樽市においては避難所開設訓練も昨年、行ったばかりです。今回の冬季避難所宿泊訓練につきましては、あくまでも避難所の宿泊訓練を体験していただきたいというふうに考えておりますので、そちらをメインに考え、ただ、その宿泊までの時間をどのような形でやるかというのは、これから検討してまいりたいと考えております。

○松田委員

この冬季訓練は予定している避難所運営訓練と兼ねるのか、別枠で行うのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ただいまの冬季避難所宿泊訓練と避難所開設運営訓練は、別ものとして考えております。

○松田委員

ともあれ、まだ来年の1月ということで検討するのは今後だと思いますけれども、訓練を重ねることによって課題も見えてくると思いますので、今後いろいろ議論を重ねて有意義な訓練になることを願って私の質問は終わらせていただきます。

○横尾委員

◎土地購入費について

私からは、まず最上2丁目の土地購入についてお伺いしたいと思います。

今回の購入につきましては、市で売却した土地を買い戻すような形になります。今回は、太陽光発電所の事業者から地元の住民の不安、そういったものがあってということでしたけれども、今回と同じような事例が他都市であった、または参考とした事例があったのか、その件についてお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

まず、本市におきましては、過去に買い戻し条項に基づいて購入したという事例はございましたが、今回のような事例はございません。

また、インターネット等で調べましたが、残念ながら全国的にも似たような事例は見つかりませんでした。

○横尾委員

それでは、他都市でも太陽光発電所に限らずそういった施設についても同じような問題が起きていますが、今回の事例があくまでも条件がそろった上での特別な対応であって、前例として扱われることはないというものでよろしかったでしょうか。見解をお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

今回の件につきましては今、委員がおっしゃいましたように、市有地を売却したことに端を発するなどいろいろな要件が重なり、住民の不安を取り除くためには本市が土地を購入するしか手段がなかったもので、今回のみの特例であると考えております。

○横尾委員

たとえ来年が同じような条件であったとしても、それはそのときの判断でやられるということでよろしいでしょうか。

○（財政）契約管財課長

そのとおりでございます。

○横尾委員

確認ですけれども、今回の事例に関しまして基本的な考え方としましては、市として適切な手続で市有地を売却したと。そして次に、市が土地を売却したことを発端として地域住民の不安が出たことから、その不安を解消するために太陽光発電所の所有する土地を購入希望時の適切な価格で購入することとしたという見解でよろしかったでしょうか。

○（財政）契約管財課長

まずは、市有地の売却に関しましては、一般競争入札において適正に執行され、契約されたものでございます。

また、土地の購入につきましては、事業者と交渉を重ね価格合意に達したもので、今回、今定例会で予算案を審議いただきまして議決をいただいた後には、第2回定例会において不動産取得の議案を提出いたしたいと考えておりますので、今後とも適正に執行していきたいと考えております。

○横尾委員

◎情報教育の充実について

次は、情報教育の充実についてお伺いしたいと思います。

まず、今回、小樽市教育推進計画が12月に作成されました。その中の「施策項目5 情報教育の充実」の取り組みについてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

小樽市教育推進計画には情報教育の充実のための主な取り組みとして、ＩＣＴ機器の活用、プログラミング教育の充実、情報モラル教育の推進、教員研修の充実の4点を示させていただいております。

○横尾委員

それでは、その主な取り組みのＩＣＴ機器の活用、あとプログラミング教育の充実とはどのような取り組みですか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

ＩＣＴ機器の活用につきましては、児童・生徒にとってわかる授業づくりを進めるため、大型液晶テレビやタブ

レット型教育用コンピューター等を活用した授業改善を推進してまいります。

プログラミング教育の充実につきましては、タブレット型教育用コンピューター等を活用し、プログラミング的思考を育む教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

○横尾委員

今回、予算でタブレットを購入するということでありましたけれども、このタブレット型教育用コンピューターの活用になるのかと思います。この取り組みについて、現場である学校は知っている状況なのでしょうか。計画が出されて、これから浸透することになるのか、そういった部分も含めてなのですか、新しく始まるプログラミング教育、そういったものだけではなくて、今まで行ってきた指導にもＩＣＴ機器を活用していくことは皆さん知っていることか。例えば言うと、私が今、学校に行って校長や教頭に聞いたり、また、現場の教員に直接聞いても、これはもう理解している、知っているということによろしいのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

ＩＣＴ機器を活用していくことにつきましては、管理職はもちろん教員方も知っていることと認識しておりますが、やはりＩＣＴの活用について不安があるとの声も聞いておりますので、今後も研修講座を開催するなどして、教員方の不安の解消と、指導力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○横尾委員

今後、購入も始まって配られることもあります。既に入っているところもあると思いますけれども、しっかりとその理解もしていただかないと使えないものになると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それで、この施策項目５の達成目標として掲げているもの、スマート７ではないほうで、小学校において実物投影機の活用についての目標が示されていますが、それをお知らせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

小樽市教育推進計画の達成目標につきまして、小学校において実物投影機を全学年がほぼ毎日、活用している学校の割合を目標年度につきまして100%ということを示させていただいております。

○横尾委員

この12月の時点で、情報教育の充実としてこういった実物投影機が、10年後にはほぼ毎日100%使われているという状況にするということがありました。今回タブレット端末、タブレット型教育用コンピューターを入れますけれども、その目標についてはこの時点ではまだ示されておりました。

策定された、12月ということもあったと思うのですが、10年後にしましてこのタブレット端末、タブレット型教育用コンピューターの状況は同じようにほぼ毎日活用している状況を目指しているのか、何か目標や目安があればお知らせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

小樽市教育推進計画につきましては、昨年10月に作成、12月に策定したものではありませんが、タブレットを活用する目標につきましては、今後、新たに設定をしまして学校に方向性を示してまいりたいと考えております。

○横尾委員

やはり先がどういうものを目指しているかというのがないとわかりづらい部分もありますので、ぜひこういった目標も見直しの際には入れていただきたいと思います。

GIGAスクール構想の実現に向けて、外部講師を招いたＩＣＴ活用研修講座を開催し、全ての教職員が参加する体制を構築するというので、本会議の中で教育長から答弁があったと思います。

この全ての教職員が参加する体制を構築する。体制は構築するのですが、実際に参加するかしらないかというのが大きな問題だと思っております。この目標といたしましても、同じ教職員が何回も参加したというのではなくて、そういう延べ人数ではなくて、全教職員に対する参加比率で100%にするということによろしいのでしょうか。

その目標のようなものがありましたらお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

次年度もICTの活用研修講座を開催してまいりまして、各学校での校内研修も含めて延べ人数ではなく、100%にしていくつもりでございます。

○横尾委員

これを1人も欠かさずしっかり受けていただくことによって、これを進めるに当たっての意識も変わってくると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

私はやはり教職員の研修、そして学校現場での活用をある意味、やはり失敗を恐れずに今年度から準備ができ次第、どんどん十分に行っていただきたいと思っているのですけれども、見解をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

現段階では、次年度のタブレットがいつ導入されるかということにつきましては、未定でございますが、やはり事前に準備を進めることが大切であると考えておりますので、教職員の授業改善を進めるためにもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○横尾委員

準備が万端になってから進めるというのでは、なかなか進まない部分もありますので、ぜひ現場で試していくなり、挑戦していくなりしていただいて、なれていただくことが大事かと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎特別支援教育の充実について

続きまして、特別支援教育の充実について質問させていただきたいと思います。

特別支援教育もさまざまありますけれども、お聞きしたいのは通級指導教室の状況でございます。

特別支援学級、特別支援学校の他にも通級指導というのがありますけれども、通級指導教室とはどういうものかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

通級指導教室でございますが、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒が、ふだんの授業は通常の学級で受けながら、自校または他校で障害に応じた特別な指導を受ける場所でございます。

○横尾委員

では、対象となる障害の種類はどのようなものがありますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

対象となる障害の種類でございますが、学校教育法施行規則第140条に規定されておりまして、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他の障害というふうには示されております。

○横尾委員

続きまして、さまざまな障害の種類がありますけれども、通級指導教室に通うための就学基準のようなものはありますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

就学の基準でございますが、通常の学級での学習におおむね参加することができ、一部特別な指導を必要とする程度の者というようなこととなっております。その障害の判断に当たりましては、障害のある児童・生徒に対する教育の経験のある教員等による観察ですとか検査、それから専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から、総合的かつ慎重に判断することというふうになっております。

○横尾委員

では、小樽市における設置校と障害の種類、また対象の児童・生徒数と、あと教員数がわかればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、設置校につきましては、稲穂小学校、潮見台小学校、朝里小学校、それから菁園中学校となっております。

それから、対象の児童・生徒数と、それから教員数ということでございますが、まず稲穂小学校に通級している児童数は96名で、教員数が6名、潮見台小学校に通級している児童数は68名で、教員は4名、朝里小学校に通級している児童数は34名で、教員が1名、菁園中学校に通級している生徒数は24名で、教員は1名となっております。

○横尾委員

各学校に設置されているのですけれども、その中で障害別になったりしていますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

障害別にはなっておりません。

○横尾委員

では、この稲穂小学校96名、潮見台小学校68名、朝里小学校34名、菁園中学校24名ということでしたけれども、この通級指導を受けている児童・生徒数の傾向としてはどのようなものがありますか。見解をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

通級による指導を受けている児童・生徒数の傾向についてですが、近年、増加傾向となっております。

○横尾委員

この通級指導教室を編制するに当たって、児童・生徒が何人いれば、何人の教員が配置されるという基準等があればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

教員の配置基準でございますが、対象となる児童・生徒数13名に対し1名の配置ということになっております。

○横尾委員

これは児童・生徒13名に対し、教員1名が配置されるということで、この13名は障害がそれぞればらばらだったりすることもあるということよろしいですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

はい。担当する児童・生徒は、さまざまな障害がある児童・生徒となっております。

○横尾委員

1人の教員というか、担当の人がさまざまな障害を見なければならぬということかなり大変だと思うのですが、例えば特別支援学級も設置されていると思うのですが、そちらは障害の種類だとかが違う児童・生徒が同じ学級にいるということはあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

特別支援学級を設置する場合につきましては、障害の種類が違う児童・生徒が同じ学級になるということはありません。

○横尾委員

そうすると、さまざまな障害のことを理解しながら、その児童・生徒の状況、個別のことを理解しながら対応していかなければならないということで、教員にかなり負担がかかっているのではないかと考えています。

また、困り感がある子供ですので、親の不安だとかもさまざまあると思います。こういった支援をしていただいている教員の方へのフォローだとか、そういったものもしっかりしていただかないと、恐らくそういった専門の知識だとか研修だとかを受けている教員だと思うので、なかなかかわりはないと思います。そういった方へのフォローだとか、例えばこの人数をふやすとか、そういったことは簡単にはできるものなのではないでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

通級指導教室で指導する教員については加配措置となっておりますので、人数に応じて加配要望をして教員の配

置を道教委に求めているところでございますが、担当の教員が複数いる学校につきましては、それぞれ職員の中で情報を共有したり、お互いに専門性を出し合って教え合ったりするなどしておりますが、朝里小学校それから菁園中学校のように1人しかいないところの教員につきましても、それぞれ通級指導教室のネットワーク等もございますので、情報共有したり、お互いに教え合ったりするなどして対応しているところでございます。

○横尾委員

私も聞いた話ですが、保護者は教員たちの負担がかなり大きくなっているというようなことを見ているようですので、ぜひそういったフォロー、見えないところ、声に出ないところがあると思いますけれども、しっかり酌んでいただいて対応していただきたいと思っております。

もう少し聞きたいのですが、この通級指導教室の利用を開始するまでの流れについてですが、例えば入学後にすぐ通いたい場合と、入学してから少し様子を見ながら通常学級に在籍した子供が通級の指導が必要になる場合があると思うのですが、こういった内容で利用の流れ、違いだとかがわかるようにお聞かせいただければと思うのですが。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

まず、通級指導教室を活用するまでの流れにつきましては、例えば就学前であれば就学相談ですとか、あとは小・中学校からの教育相談の申し込みを受けまして、教育支援委員会の委員による面談や検査の結果、通級指導教室を活用することが望ましいと判断された児童・生徒の保護者にその結果を確認の上、通級することが決定するというような流れになっております。

また、就学相談を受けて小学校入学時から活用する子供、または小・中学校に在籍しているときに途中で教育相談を受けて通級指導教室を開始するという場合もございますので、それぞれ開始時期に違いはございますけれども、指導内容などには違いはございません。

○横尾委員

このきっかけなのですが、やはりなかなか取っかかりが難しいのかと思います。通常学級で過ごしていたのに、何で私の子供にこういうことが必要なのだというのを、例えば学校側で気づいたときに、その話をするというのはすごい難しい話なのかと思います。

また、保護者であってもその違い、障害の特性だとか、そういったものを知らなければ、そういう相談するところがなく、やはり始まりがもう少し早ければというようなこともあるので、ぜひそのきっかけという部分をどうつくっていくかというのが非常に大事なのと、やはり家族、保護者、学校などそういったところにしっかり理解していただくことが大事なのかというふうに思っております。

私は、北海道新聞の記事で見たのがありまして、ディスレクシア、読字障害、理解はできるのですが、読み書きすることができないという障害ですね。ディスグラフィア、書字障害、書くのが難しいという、枠の中に書くというのが難しいような障害があるというふうに聞いております。これは知的能力の低さだとか勉強不足が原因ではなくて、読み書きが極端に遅かったり、読み間違いが非常に多かったりということで気づくそうです。

こういった学習障害の児童・生徒への支援について、2016年に施行された障害者差別解消法で、必要な児童・生徒にはタブレットやパソコンなどの持ち込みを認めるなどの合理的配慮が認められるようになったけれども、理解不足から学校に配慮を断られるケースもあると新聞記事に書いてありました。このディスレクシアとかディスグラフィアというもののようですが、小樽市でもこういった同様の事例はあるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

ただいまの合理的配慮の部分でございますけれども、特に断られているですとか、少し対応に苦慮しているという事例の報告は今のところ受けてはおりませんが、保護者からの要望を受け、ある学校では校内で要望があって検討して、ICT機器の持ち込みを認めたところ効果的な学習が行われているという事例は把握しております。

○横尾委員

実際に小樽市でも、少ないかもしれませんが、私の知っている方でもそういったことでいらっしゃったというお話は聞いています。

ここの新聞の記事にも書いているのですが、小学校のときにそういったＩＣＴ機器を使って学習していたけれども、中学校に入学するに当たって学校側からは携帯電話の持ち込みは禁止されているからという理由でＩＣＴ機器を持ち込めなかったというようなことがありますけれども、その辺はやはり学校の理解だとか、引き継ぎだとか、そういったものが非常に重要になるのかと思っております。

私からは、通級指導教室を利用する際の説明やＰＣの持ち込みもそうですが、こういった少数であるかもしれませんが、障害について、学校、担任などの教職員、保護者がまずしっかりと理解するということが大事なのかと思います。気づききっかけがなければ、より子供たちが学びをしていく中で必要な支援ができなくなる、また難しくなることも考えられますので、ぜひこういう障害について教職員や保護者が気がつけるように、また、障害の理解をしてもらえるような周知など充実していただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

さまざまな障害にかかわる理解の周知ということでございますけれども、例えば小樽市教育委員会で毎年開催しております教員向けの特別支援教育研修講座ですとか、または毎月開催している校長会議等で最新の情報を共有して、教員方の認識をより一層、深められるよう今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○横尾委員

この記事の最後にも、読み書き障害の子の中にはテストの点数がとれないということで、自分ができないと思い込んで勉強自体を避けたり、不登校になったりする子もいるそうです。今、不登校になる子供の数がふえているということもありますけれども、この気づきだとか、あとＩＣＴ機器を活用したことで、エデュテックという話が文部科学省の中にも出ていましたが、このＩＣＴ機器を使って個別の状況に応じて学習を進めることができるという可能性も含めているものですので、そういったＩＣＴの機器に先ほど言ったようにより多く触れていただいて、この必要性だとか可能性を教職員の皆さん、または保護者の皆さんにも知っていただくということが重要だと思いますので、ぜひこの特別支援教育の充実という観点でも、そういった部分を進めていただきたいということで、次の質問に移りたいと思います。

◎臨時休業中の学習について

最後に、臨時休業中の学習についてお聞きしたいと思います。

きのう、各学年に応じた学習用のプリントを郵送するような形で、教育の機会を確保するとの答弁がありました。私も小学生、中学生の子供がいますので、学校から連絡があったとおり、さっそく小樽市教育委員会のホームページを見てみました。北海道チャレンジテストの学年別のＰＤＦがありましたけれども、これを見て家庭でどのように活用してもらおうと考えたのかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

市教委のホームページに載せております北海道チャレンジテストにつきましては、パソコンやプリンターがある御家庭ではプリントアウトをしていただいた後に問題を解いていただいて、丸つけなどをするような形で活用していただきたいというふうに考えております。

○横尾委員

なかなかプリンターが全ての家にあるかないかということで、今ホームページでお便りとかも配布していますが、見ることはできるのですが、それを子供たちが活用するという部分ではいろいろなハードルがあるかと感じました。また、そのままスキャンしたと思いますので、結構、白い面もあったり、無駄な部分もあるのかと思い

ました。

きょうの新聞に出ていたのがあるのですが、各企業で臨時休校を受けて、期間限定ですが自宅で学べるオンライン学習サービスというのを無料提供しているものもあるのです。PCやタブレットを使うということになりますので、小樽市でやっているスマート7の取り組みの部分も少し気になるのですが、こういった学習の活用についてどのような見解があるか、もしわかればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

各企業でオンラインの学習サービスを無償提供していることにつきましては、存じ上げております。委員がおっしゃいますように、御家庭によってパソコンやタブレットの環境が違うとは思いますが、そのような無償提供しているサービスについて、今後、情報提供などもしてまいりたいと考えております。

○横尾委員

これは家庭で取り組む話ですので、自動的に更新だとか、そういったようなものがないようにしっかりと契約情報だとかを確認しながら、もし周知する場合には注意事項も載せていただければと思っております。

実際、学校や学年によって学習進度も違うことがありますので、市教委のホームページでどんと出しているものだけではなくて、やはり学校のホームページに、例えば、道教委のホームページに北海道チャレンジテストのデータとかがありますが、私も見てみると昨年の学年末の問題みたいな、過去の問題ではあるのですが、そういったものを使ったりだとかができないかと思っています。それぞれの学年で進んでいるところ、そういったところはこういうのをやればよいというようなものを示していただけると非常にありがたいと思うのですが、そういったものを活用することはできるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

道教委のホームページにあります北海道チャレンジテストにつきましては、例えば各学校からリンクをそのホームページに張るということは可能ということで話をお聞きしておりますので、そのような取り組みを今後、進めてまいりたいと思います。

○横尾委員

子供たちも、今やはり私の子供も小学校卒業、中学校卒業という状況で、子供は友達に会えないというだけでもかなりあれなのですけれども、何をしたいかわからない、卒業ですので次の学校、次の学年のことをするというのもなかなか難しいということで非常に持て余している部分もありますので、家庭の中でどう学習するのかというのをより明確に、より具体的にいただけると非常にありがたいと思っております。

今の状況ですが、この学習の機会を確保するためにも、家庭の状況にやはり左右されることになりますので、子供たちが具体的にに取り組むことができるような策をとっていただきたいという思いがあります。やはりプリンターがなければだめだとか、スマートフォンがなければだめだとか、そういった状況ではなくて、何か皆さんがある程度取り組めるようなものを用意していただけないかと思うのですが、今後の取り組み予定があればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

今後、各学年に応じた学習プリントを準備しまして、例えば登校日を設けて配布したり、もしくは郵送したりすることを現在、検討中であります。今後、全ての子供たち向けに、学習に取り組むように学校に指示をしてまいりたいと考えております。

○横尾委員

今回の新型コロナウイルス対策で、先ほど皆さんからも言われているとおりいろいろな対応が求められておりますので大変だと思うのですが、やはり学校の対応という部分で、学校でしかできない部分、また、市教委でしかできない部分が多々ありますので、ぜひそういった声を聞きながら最善の策を打っていただければと思います。

ので、よろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○山田委員

今回の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方へ御冥福をお祈りするとともに、感染した方々へは一日も早い御回復を御祈念いたします。

◎新型コロナウイルスについて

今年2月28日、鈴木直道知事は新型コロナウイルス感染者が国内では一番道内でふえ続けている中、道民の命と健康を守るとして緊急事態宣言を出し、週末の外出を控えるよう道民に呼びかけました。鈴木知事はこの日の会見で緊急事態宣言について法的根拠はないと説明した上で、道内の感染者が全国最多となり、これ以上の拡大を食い止めるために行ったと聞きます。

それでは、最初にこの緊急事態宣言の期間はいつまで続くのかお答えください。

他の委員と質問が重複するとは思いますが、市内の小・中学校の休業対策はいつまで続くのか。父兄が心配する中、休業期間延長についてもお考えがあればお聞かせください。

○（総務）総務課長

このたび北海道知事が行った緊急事態宣言の期間についてですが、3月19日までとされております。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

学校の臨時休業につきましては、現在3月24日までとしておりますが、延長につきましては新型コロナウイルスの感染の今後の状況によって対応してまいりたいと考えております。

○山田委員

この緊急事態宣言とは、スイス・ジュネーブに本部を置くWHOの専門家が緊急委員会を開いて、国際的に懸念される緊急事態に当たるかどうかを協議して宣言するものと聞いております。

では、今回、首相が2月27日に全国一斉の休校を要請したことについて、先手先手でやるべきだと判断し、全国一律とした科学的、学術的な観点から詳細の証拠の蓄積が重要であることは言うまでもないが、極めて切迫した時間的制約の中で最後は政治が全責任を持って判断すべきものと考えたと聞いております。私はこの新型コロナウイルス感染症を拡大させないために、この特效薬がない中、外出の自粛が有効と考えています。例えば感染症学の中島一敏教授によると、家に閉じこもることではなく人のいない場所を散歩することをしてもよいと聞く。また、予防医学の浦島教授によると新型コロナウイルスは無症状で感染の自覚がない人も他人に感染させる可能性があるため、一斉に外出を控えることはある程度効果があると聞いています。

では、大勢が集まる場所への外出は控える、このことについて本市の見解をお聞かせください。

○（総務）総務課長

委員が御指摘のとおり、外出先でのウイルスに接触する機会を減らすという意味では、不要不急の外出を控えるということは、一定程度、効果があるのではないかというふうに考えます。

○山田委員

それでは、この項最後に、3月4日、首相は新型コロナウイルス感染症対策の法整備、最初に法的根拠がないと

言っておりますので、この法整備と感染症対策に関して各党と会談したと聞いています。

この政府が検討中の改正案はどういうものになるのか、わかる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）総務課長

国から正式な通知が来ているわけではないので、報道されている範囲での情報ということになりますが、現在検討されておりますのは新型インフルエンザ等対策特別措置法に2年間の時限措置として新型コロナウイルス感染症を追加するということが検討されているというふうに伺っております。この新型インフルエンザ特措法に新型コロナウイルス感染症を追加することによって、国民生活に甚大な影響が及ぶという判断がなされたときには、首相が緊急事態を宣言すると、私権の制限を伴うような緊急事態宣言が可能になると。

また、都道府県知事においては、住民に外出自粛を要請したりですとか、あるいは施設の使用の停止などを指示できるようになるものと、そういう内容であるというふうに考えております。

○山田委員

そういった意味では、市民の生活にある程度制限がかかる、したいこともできない、そういうような事態が想定されるのでしょうか。その点、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）総務課長

そういう事態になったときに、政府によって緊急事態宣言が出されると思いますので、もしそういう事態になれば、一定程度そういう状況が起こり得るのではないかというふうに考えます。

○山田委員

それでは、そういう事態には本当に市民生活にある程度、影響を及ぼさない程度で、本市もそういう事態に遭ったときには市民周知をお願いいたします。これは要望です。

◎消防団について

次に、防災、消防に関連して何点かお聞きしてまいります。

今回、消防団の年齢引き上げや多機能車などの導入をするというふうに聞いています。最初に、消防団組織の団員の推移についてお聞きいたします。

私の押さえている点は、昨年の団員数は全国では83万1,982人、また、任期満了に伴う退団や組織改編、本業の多忙による退団が主な要因と聞いています。この消防団員の退職年齢の引き上げによる影響はどうか、また、本市の消防団員数はことしから3年後どういうふうに推移しているのか、お聞かせください。

○（消防）主幹

まず、現在の消防団員数は令和2年3月1日現在で377名となっております。3年後の推移といたしましては、過去10年間、平均で毎年10名程度の減員となっておりますので、3年後の団員数は347名となり、団員数は30名の減員が予想されるところでございます。

○山田委員

それで、今回、在任期間が3年延長になりますが、それに関してはどういった影響があるのか、お聞かせいただけますか。

○（消防）主幹

退団の年齢が3年引き上げられるということに伴いまして、消防団の知識、技術を持った団員が3年間在籍できるということで知識の伝承などがされるということで、効果があると考えております。

○山田委員

ということは、団員数は変わらないということによろしいですか。それともマイナスになっていくということでしょうか。

○（消防）主幹

退団年齢が引き上げられた場合には団員の人数はある一定程度、維持されるものでございます。

○山田委員

そうですね。在職年数が引き上げられることによって、そういう古参の消防団員が若手に教えることもできるし、いろいろとメリットはあると私は思っています。それで、このような在職年数の引き上げによって、そういう古参の方の研修だとか新人の方々の研修については、今までどおりやっていくということによろしいですか。

○（消防）主幹

消防団員の研修につきましては、北海道消防学校の幹部教育の研修に派遣しております。そのほか、指導員研修におきましても北海道消防学校に入校しておりますので、幹部の研修及び新人の研修につきましては継続して続けてまいりたいと考えております。

○山田委員

幹部研修や新人研修は年間、何名ぐらい行っているのでしょうか。

○（消防）主幹

幹部研修につきましては、年間1名を予定しております。そのほかの指導員研修につきましても1名の派遣となっております。

○山田委員

それは少し少ないのかという気はしますけれども。

そういう団員の機能化だとか熟練化、そういったものをこれから私はもっと強化しなければならないと思っていますのです。それで、例えば今、学生が入っている消防団があります。そのほか事業所制度の活用についてはどのように考えているのか、私は学生をもっと入れたいので、その点も含めてお答えしていただきたいと思います。

○（消防）主幹

学生の消防団員につきましては、現在6名在籍しております。まだまだ団員の減少に伴ってなかなか学生の団員をふやすことはできない状況であります。市内の各学校にこの制度を周知いたしまして、団員数の増加を図ってまいりたいと考えております。

また、消防団事業所の協力事業所の表示制度につきましても、現在14の事業所となっておりますが、こちらにつきましてもふえていない状況ですので、こちらも市内の事業所に対して周知を図ってまいりたいと考えております。

○山田委員

本当に学生を呼び込みたいと私は思っているのですが、学生が通って単位を取得するときに、こういうような制度を活用して単位を取得できるとも聞いているのですが、その点はどうなのですか。

○（消防）主幹

単位の取得につきましては、詳細をただいま押さえていないもので、わかりましたらお答えしたいと思います。

○山田委員

商大生が入ったときには、ある一定期間、例えば1年で2単位、4単位、これが取得できるというふうに私は聞いています。ですから、そういった方々を募集するときには、やはりそういうのを含めて募集のアピールにつなげていく。

また、事業所制度の活用については、3名以上いればそういうような協力事業所として看板がいただけて、それに対して市内の各事業所からは、この事業所は優良事業所だということになるというふうに私は聞いているのですが、その点についていかがですか。

○（消防）主幹

ただいま委員のおっしゃったとおり、優良な事業所ということで表示制度を活用することによって消防団の協力

をしている、または社会貢献をしているということで、市民に対して認知されるものであると考えております。

○山田委員

それでは、本当にそういった意味ではいろいろと皆さんお知恵があるのですから、そういうような増につなげていっていただきたいと思います。

◎自主防災組織について

それでは、最後に自主防災組織について何点か伺います。

現在の結成届け出数と内容、それと、本市の消防団と民生・児童委員との連携は本当に連携しているのか、その2点をお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在、小樽市に自主防災組織への届け出を受けておりますのは6団体、受けております。ちなみに構成している団体につきましては、地区連合町会が2団体、それと単位町会が4団体となっております。

また、民生・児童委員、それと消防団との連携につきましては、そういった自主防災組織が訓練を行う際には、必ずお声がけをして訓練に参加をしていただいている状況でございます。

○山田委員

例えば町会が99あって、それぞれ自主防災組織が私はあると思っていたのです。そうしたら、単位町会が4団体、町会の組織で2団体ということで、本当に少ないです。それと、民生・児童委員と本市の消防団との連携が6団体、これも少ないと思います。

来年度は、自衛隊を退職された方が採用されると私は聞いています。そういった意味では、こういったところから改善をしていただきたいと私は考えています。本当に自主防災組織に対しては、絵に描いた餅です。ましてや民生・児童委員と消防団との連携もなかなか情報のない中では、私は難しいと考えています。ですから、やめろとは言いません。ただ、一歩ずつ前に進めるように、4月からその役割をされている方が来ますから、ぜひとも努力していただきたいと要望して、私の質問は終わります。

○高木委員

◎経常収支比率について

まず、経常収支比率についてお伺いします。

先日、新聞にも出ていたのですが、97.7%ということで、余裕がない状態、決算時にわかるこの収益率ですが、ほかの自治体も似ている状況の中のパーセンテージ、平均というか、その自治体の平均はわかりますか。

○（財政）財政課長

経常収支比率につきましては、道内の主要10市の平均値というのが出ております。道内の主要10市平均で経常収支比率につきましては93.8%となっております。

○高木委員

この経常収支比率は決算になってみないとわからないのですけれども、1%下げるのも大変な、至難のわざだと思うのですが、今後、比率を下げるというか、財政の中でも少しずつでも落としていかないと、やはり10年後のその交付税だとか、税収だとかも減っていくので、ぜひ数%、0.数%でも削減できるような収支プランをつくっていただきたいのですけれども、いかがですか。

○（財政）財政課長

確かに経常収支比率は財政の弾力性を示す指標という形になっておりますので、この数値が高いということはやはり財政構造が硬直化しているような状況にあるというふうに考えております。先ほど、委員からもお話がありましたとおり、交付税などの歳入の部分とか、あとは市税の関係につきましても、やはり人口減少が続くとそのあ

たりの一般財源収入というのがなかなか伸びていかない、期待できないような中で、経常的な経費として扶助費の関係とか、社会保障の関係のこれからの拡充みたいな、そういう伸びとかも想定されることから、こういう比率を引き下げるといのはなかなか容易ではないというふうに私たちも考えております。

そのような中では、やはり現在の事務事業の見直しを進めることによって経常的な経費を少しでも、一步でも削減していくということが、まず必要かと思えます。その点につきましては、一昨年に私たちは収支改善プランというものを作成しておりますので、この取り組みを当然、着実に推進していくとともに、あわせてやはり現状、私たち小樽市の課題ともなっております子育て支援策とか、あとは産業振興施策につきましても、これらを進めていくことによって、現在の人口減少の傾向に何とか歯どめをかけていき、税収の確保に努めるなど、やはり単に経費を削減するだけではなく、自主財源の確保に向けたいろいろな取り組みを進めていくことによって、この経常収支比率の改善というものを図っていききたいというふうに考えております。

○高木委員

いろいろと、職員の給与だとか、扶助費、交際費は主になってくるのですけれども、そこら辺を見据えてこれから収支改善プランに徹していただきたいと思えます。

◎雇用促進について

次に、雇用促進についてなのですが、創業支援事業であります、実績をお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

この創業支援補助金につきましては、創業意欲の向上と創業環境の整備によりまして、創業の促進と経営の安定化を図る、こういったことを目的に平成27年8月から開始をした制度になりますが、現時点におきます補助金の認定件数は56件となっております。

○高木委員

思ったよりありますね。なぜこれを言ったかという、まず逆に、ことしの事業にはないのですけれども、働きたい側に、例えば大型特殊自動車免許だとか、第二種運転免許だとか、ある意味条件つきで、3年間は小樽市内で働いていただくことを条件としたそういう助成金とかも含め、ことしからでなくても来年から雇用を促進させる意味で、そういう助成は検討されたことはありますか。

○（産業港湾）商業労政課長

今、委員からありましたけれども、本市におきましては、御指摘の助成金はございません。

また、新年度においても予定はしてございません。

○高木委員

市外から小樽で働きたい、そういう助成金があるのであれば小樽に住む、人口減少を少しでも防止になるのかと思いますので、ぜひ運転免許だけではなく、技能免許や美容師免許など、試験で落ちる落ちないはありますけれども、その部分を見据えて少し検討していただきたいと思えます。

◎移住促進事業経費の助成金と空き家について

次に、移住促進事業経費の助成金と空き家、これは一連して少し質問させていただきたいのですが、定住促進の実績はどれぐらいわかりますか。

○（総務）企画政策室木島主幹

定住という観点では、数字は押さえてはいないところなのですけれども、人口がとどまっているという観点では、今の人口が何人いるということではしかお答えできないのですけれども。

（「では、相談件数」と呼ぶ者あり）

移住の相談の関係の件数ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでしたら、平成17年から企画政策室で、移住ワンストップ窓口ということで相談を受けさせていただいておりまして、昨年12月末現在の数字ですと、17年度からずっと引き続きのトータルで861件の御相談をいただいているところでして、実際その相談を受けた方が小樽に移住されたという方は95世帯197人となっております。

○高木委員

この十何年かで197名が移住されたということで、空き家の部分に関しても不動産業者と連携して、移住促進の中で空き家のリフォームの部分も連携しながら住まわせるというか、移住させるような連携というのは今とれている状況でありますか。

○（建設）山岸主幹

リフォームによる移住と空き家の連携ということでございますが、今回、企画政策室で移住・定住促進住宅取得費等補助金というのをを行うことになりまして、それで中古住宅の取得に関しても補助を出すということでございます。

それで、移住と空き家対策の連携ということについてなのですが、これまでも空き家対策庁内検討会議などで情報の共有を図ってきたところであります。

また、来年度より本格実施いたします空き家利活用推進事業の中で、移住希望者に対して良好な空き家の紹介について検討していきたいというふうに考えております。

○高木委員

空き家についてもいろいろ質問させていただいたのですが、空き家バンクもまだ登録数もないということで、これから先を見据えて移住プラス空き家だとか空き地または空き店舗、これは担当課が違うかも知れませんが、ホームページも踏まえて活用する、検討していただきたいというふうに思います。

◎成人式について

次に、成人式について伺います。

これは1点なのですが、2022年から18歳が成人になるということで、今ごろ何で言うのかということ、この仕事をされている方に話を聞くと振り袖の予約だとかを1年前、1年半前から準備をします。今回18歳が成人式になると18歳、19歳、20歳と一緒にやるのかと、さまざまな問題があると思うのですが、今、成人式について検討されることがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）次長

成人式に関しましてですが、今おっしゃっていただきましたように、令和4年、2022年に成年年齢が二十歳から18歳に変更ということで、そのときの成人式をどうするのかというのは数年前から検討なり、調査なりをしているところです。

現時点の状況では、まだどうするかということは決まっておりませんで、成人式も法律による決まりがないものですから各自治体の判断でということで、全国的に見ますと既に二十歳ということを表示しているところもあるものです。18歳ということになりますと、成人式の時期が1月ということになり受験の時期と重なるということもありまして、保護者の御負担ですとか御本人の御負担等を考えると慎重に議論していかなければいけないと思っておりますので、これから本格的にいろいろ調べていかなければと考えております。

○高木委員

時期的にどれぐらいのところで決めようと思っておりますか。予定でもいいです。

○（教育）次長

今、委員からいただいたお話ですと、大体1年半ぐらい前から着物のことですかが入るというお話ですので、今年度中から真剣に考えていかなければいけないのではないかと考えております。

○高木委員

精査しながら決めていただきたいと思います。

◎小・中学校の卒業式について

次に、小・中学校の卒業式について伺いをします。

保護者の方々に情報が入っている方と入っていない方といろいろあるのですが、日程が変わるのではないかと、中止になるのではないかと。今、はかまとか貸衣装でやるところもあるので、今の状況でお答えできる場所があればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

新型コロナウイルスにより臨時休業を行っているところではありますが、現段階では感染拡大防止を第一に考えながら、式自体の時間の短縮や参加者を制限するなどして卒業式を実施する方向で考えているところでございます。

○高木委員

その情報というのは、近日中に各学校に配信をするということでしょうか。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

近日中に学校に連絡をしたいと考えております。

○高木委員

初めての子供が卒業される方もいるのですけれども、保護者の方々に規制をかけるかかけないか、ここの部分も慎重になっていただきたいと思います。こういう状況なので精査しながら案内をしていただきたいと思います。

◎学校給食について

次に、学校給食について、昨日も質問があったのですが、給食の契約はどのような契約になっているかお示いただけますか。購入状況だとか、仕入れだとか。

○（教育）学校給食センター副所長

食材の供給契約についてでございますけれども、契約は食材によりまして月ごと、あるいは年ごとで契約してございます。例えば学級閉鎖の発生や学校の行事が延期になるとか、そういうこともございますので、当初の予定数量から増減することがございますので、実際の発注数量をもって支払う契約としてございます。

○高木委員

きのうの答弁の中で給食費は業者に支払うという話があったのですが、1カ月の給食費として金額は幾らぐらいなのでしょう。

○（教育）学校給食センター副所長

それは一月の総体ということでございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

3月分徴収、今しないよう……。

（「キャンセルした分」と呼ぶ者あり）

キャンセルした分の給食費でございますか。3月分の給食の発注予定額でございますけれども、パン、米飯、麺、牛乳、青果物、肉類、その他の食材全て合わせて約2,550万円を予定していたところでございます。

○高木委員

今、予算の中では示されていないのですが、この2,550万円というのをどのように支払うか、または業者に関して1カ月、一気に仕入れる状況なのか、食べ物なので賞味期限もあると思うので1週間ずつのキャンセルが入っての2,550万円なのか、業者と打ち合わせした中のその2,550万円を、これが決まっているのかわからないのですけれども、その部分をどう支払っていくのかというところ、今わかる場所があればお聞かせください。

○（教育）学校給食センター所長

3月の発注分、こちらをもとに御説明いたしますと、受注生産等でどうしてもキャンセルできなかった食材が25

万円ほどございますが、こちらは給食会計の繰越金等を用いて支払う形になるかと思えます。

それから、4月以降の献立変更等で使用できる食材が約125万円ございますが、こちらにつきましては4月以降、改めて発注していく形になります。

キャンセルできた食材、こちらは2,400万円ほどになりますけれども、こちらは実際に購入してはおりませんので、給食会計で補填等の対応というのができないものと考えてございます。

しかしながら、学校給食が長期にわたり停止するということは全国的に発生している問題でございます。今後、新型コロナウイルス対策について、国から経済対策などさまざまな対策が示されてくるものと思われまので、国の動向などを見ながら関係部局とも相談してまいりたいというふうに考えてございます。

○高木委員

◎新型コロナウイルス感染症の相談窓口について

最後に、今回の新型コロナウイルスの自粛に関しての飲食店が非常に、飲食店だけではないのですが、非常に低迷を、かなり状況が厳しいというお話を結構いただいています。今、銀行だとか、小樽商工会議所もいろいろな対策を練っているのだと思うのですが、その相談窓口として、今、小樽市として設けているところはあるのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

新型コロナウイルス感染症の流行に伴います相談窓口につきましては、本市におきましては2月3日に相談窓口の設置をしておりますけれども、このほかに後志総合振興局小樽商工労働事務所、それから小樽商工会議所、それから日本政策金融公庫小樽支店、北海道信用保証協会、こちらに今設置をされているほか、市内の金融機関でも相談を受け付けているというような状況でございます。

○高木委員

いろいろな相談もある中で、その助成金の条件というのも結構、厳しいところもあると思うのです。例えば、中国人が10%、20%以上店舗に来ていないとだめだとか、いろいろな条件もあるので、そういうところを銀行とかも相談の窓口として、小樽市としても率先的に店舗に情報を流していただきたいというふうに思います。本当に今、自粛の部分で経営者の皆さんがどうやるべきかというので試行錯誤している状況であります。市内にも相談所があるということも周知していただければというふうに思っています。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。